

中世都市, その「従属」より「自立」への途

—ヘリフォード市の場合—

田中正義

I

中部イングランド(Midland England)西部の一州—Herefordshire の州都 Hereford 市は、そもそも当市の所在する所の州自体が、其の南方の Gloucestershire, 其の北方の Shropshire, Cheshireと南北の一線に並んで、いまイングランドとウェイルズとの国境地帯(Welsh March)を形づくって居ると云う理由のゆえに、まさに斯かる理由のゆえに、我々の特別の史的関心を喚び起さずには已まないものがある。

蓋し、もとウェイルズ¹の山岳地方にその源を発して東流して当州の平野部に入り州のほぼ中央を北から南へと貫流するところの、ラグ河 The Lugg, おなじくウェイルズ²の山岳地方にその源を発してラグの南方を東南に向かって流れて当州に入り州の南部を東流するところの、ワイ河 The Wye, —此の両河川のいま將に合流せんとする処、ワイの北岸に位置する、Herefordは、抑々その地名の由来するところ、その第二の元素たる・渡渉可能な渡り場を意味する古代英語 *ford* に元来ドイツ語の „Heer“ と同根の・軍隊を意味する古代英語 *here* が結び付いたものと言われ¹⁾、若し此の説にして正しければ、もともと此の地は、密集隊形を成してワイ河を渡渉し進軍するところの、異民族 Welsh との抗争における Anglo-Saxon の前哨基地として、重要な軍事的拠点の一つを形成し、其の戸口に迫る用心深い臬敵の不断の脅威の前に曝された此の地の住民は、斯かる辺境には立地せざる他の一般諸州の町の住民とは自ら異なるところの、日々騒然として艱難なる生活を送ることを余儀なくせられて居たであろうことが、想像せられるのである²⁾。

併しながら、以上のごとき、Hereford を州都とする Herefordshire を含めて凡そ中部イングランド西部の初期の歴史は、残念ながら今日定かならざる所が甚だ多い。

第5世紀初葉、410年、Roma 軍が此処 *Britannia* の地より最終的に撤退する以前に、もと後世の Herefordshire を含む地域を占拠していた Britons (*Britanni*) の一派なる *Silures* 族は、既に彼等の往時の支配権を恢復して Roma からの自立を達成して居たであろうと言われて居

1) Cf. Eilert Ekwall, *The Concise Oxford Dictionary of English Place-Names* (Oxford, 1936; 4th edn., 1960), p. 226, s. v. Hereford.

2) Cf. *Victoria County History, Herefordshire*, Vol. I (London, 1908; Reprinted, Folkstone, 1975), Introduction to the Herefordshire Domesday, written by J. Horace Round, p. 263.

るが³⁾、Anglo-Saxon の移住(settlement)の波が東方より此のウェイルズの辺境地方にまで押し寄せ来たとき、ワイ河以北の Herefordshire の平原地方は、爰に、Shropshire 南部の地方とともに、Middle Angles の一派なるところの *Magonsætan* 族の占拠するところとなった、と考えられる。而して、彼等の此の地方への侵入・定着は、ウェイルズの Britons に対する一般に Angles の原初的な西進運動の恐らく最終段階を劃したるものと想われるのであるが、それは、その場合、ワイ河のみが、このち第11世紀の Norman Conquest に至るまで Welsh の掌中に留まることとなったところの一つの 'country' から彼等 Angles の一派の *Magonsætan* 族を截然と分つこととなったからに他ならない⁴⁾。

第6世紀末(597)ローマ・カトリック教の此の国への伝来このかた、初め Anglo-Saxons の諸部族国家(tribal state)ごとに比較的孤立して存在して居たところのイングランド各地の教会も、Canterbury 大司教 Theodorus (602~90)に依って、今や第7世紀 Canterbury を中心として爰に緊密に統一・組織されることとなったのであるが、その際 Hereford においては688年其処に Theodorus に依り前記 *Magonsætan* 族のために Hereford 司教管区が創設せられて、Hereford は一個の司教座都市たることとなった。然し乍ら、Hereford は、此ののちと雖も猶、第11世紀に至るまで司教座都市と言わんよりは寧ろ辺境地方における一要塞都市たる性格をより濃厚に保持したのである⁵⁾。

第8世紀、中部イングランドに Angles の一部族国家—Mercia 王国の興隆を見、その王 Offa(r. 757~96)の現われるや、彼は、今日猶その一部の遺構の存するところの 'Offa's Dyke' —北は Cheshire 州の西境をなすディー河 The Dee の河口から南は前記ワイの河口にまで連なる—を構築して、以てイングランドとウェイルズとのあいだの国境線を確定したが、夫れとともに、彼は、758年、Hereford を以て王領となし、彼の治世の間に広範囲に亘って其の地の莊園を「神と 聖母マリア 並びに聖 Æthelberht の[Hereford]教会」に対して寄進する所があったのである⁶⁾。

第9世紀に入り、従来 Anglo-Saxon の総ての部族国家の諸王をして其の王の宗王権 (*Bred-*

3) *Ibid.*, Political History, written by E.I. Carlyle, p. 347 f.

4) F.M. Stenton, *Anglo-Saxon England* (Oxford, 1943; 3rd edn., 1971), p. 46.

5) Cf. Stenton, *ibid.*, pp. 46, 134; M.W. Beresford & H.P.R. Finberg, *English Medieval Boroughs: A Hand-List* (Newton Abbot, 1973), p. 122.

6) Richard Johnson, *The Ancient Customs of the City of Hereford, with translations of the earlier city charters and grants; also, some account of the trades of the city, and other information relative to the early history* (London, 1818; 2nd edn., 1882), p. 2. 因みに、此処に現われる 聖 Æthelberht とは、もと Anglo-Saxon の部族国家の一つ—East Anglia 王国の国王にして、Mercia 王 Offa の王国拡大政策の犠牲となって、794年 Hereford 近郊において Offa の教唆のもとに斬首せられ、その後殉教者と看做されるに到った者である。Cf. Stenton, *op. cit.*, p. 210; Susan J. Ridyard, *The Royal Saints of Anglo-Saxon England: A Study of West Saxon and East Anglian Cults* (Cambridge, 1988), pp. 21, 244, 247.

warda)を認めしめ来ったところの Mercia 王国の国勢が漸く衰え、新たに南部イングランドに West Saxons の部族国家——Wessex 王国の勃興を見るようになると、その王 Ecgberht (r. 802~39)は、825年、Mercia 王 Beornwulf (r. 823~25)と戦って大いに之を破り、829年竟に Mercia 王国を滅して、今やハンバツ河 The Humber 以南の地をことごとく Wessex 王の宗主権の下に収め、爰にイングランドをほぼ「統一」するに到ったが、夫れとともに、わが Hereford 地方もまた Wessex の支配圏に入り、Wessex 王 Æthelstan (r. 924~39)の時には、彼は、North Welsh (*Aquilonares Britones*)の首長たちを此処 Hereford の地に召集し、彼等をして Wessex 王に対する忠誠を誓わしめて、毎年20ポンド[重量]の金、300ポンド[重量]の銀、その他2万5,000頭の牡牛[一役畜]を朝貢することを約せしめたのである⁷⁾。

然し乍ら、その頃より、此の地方にも、当時イングランド各地を侵寇しつつあったかの Danes の勢力が漸次浸透し来って、やがて第11世紀初め彼等が今や全イングランドを征服 = 支配するに到ると、王位に登れる其の首領 Cnut (r. 1016~35) は、此処 Herefordshire 地方をその子 Harold [のち王, r. 1035~40]の伯領(earldom)の一部たらしめることとなったが、此の Danes のイングランド支配時代においても、一方依然として其の Welsh とのあいだに於ける国境紛争は絶ゆることなく、Harold 伯は国境を侵犯し来れる Welsh の捕虜の右腕を切断すべきことを命じた、と伝えられる⁸⁾。

而して、Danes のイングランド支配が Cnut の死後その子 Harold、更にはその弟 Harthacnut (r. 1040~42)の治世を以て終焉を告げ、1042年爰に再び Wessex の旧王家—Cerdic 家を継承するところの Edward (r. 1042~66)——彼はそのカトリック篤信のゆえに死後(1161)列聖せられて懺悔王(Confessor)と称せられる——、イングランド王位に登るや、その亡父 Æthelred II (r. 978/9~1016)の大陸亡命中その生母 Emma の実家たる Normandie 公の宮廷に成人せる此の王は、彼が即位に際して大陸より伴い来ったところの Normans を一部此の Herefordshire 地方にも入植せしめ、その結果州内各地に彼等の植民せる城塞都市の建設が見られたが、その場合わが Hereford もまたそのような 'Norman colonies' の一つたることとなったのである⁹⁾。

1066年、Edward the Confessor、嗣子無くして歿し、王の岳父 Wessex 伯 Godwin の子にして王妃 Edith の兄たるところの Harold、その跡を襲うや、時の Normandie 公 Guillaume は、己れのイングランド王位継承権を主張、Harold をもって王位篡奪者なりとし、同年9月

7) Stenton, *op. cit.*, p. 340; Carlyle, *loc. cit.*, p. 349. Cf. *Liber monasterii de Hyda* (ed. by Edward Edwards; London, 1866) [Rolls Series, No. 45], p. 125; William of Malmesbury, *Gesta Regum Anglorum, atque Historia Novella* (ed. by Thomas Deffus Hardy; 2 vols.; London, 1840), Vol. I, p. 214; *ibidem*, *De gestis regum Anglorum libri quinque; Historiæ novellæ libri tres* (ed. by William Stubbs; 2 vols.; London, 1887—89) [Rolls Series, No. 90], Vol. I, p. 148.

8) *The Encyclopaedia Britannica* (33 vols.; 11th edn., New York, 1910—11), Vol. xiii, s. v. Herefordshire, p. 356.

9) *Ibid.*, pp. 356 f.

イングランド南部に上陸、10月 Harold の率いるところの Anglo-Saxon 軍を Sussex 州の Senlac の野に撃破、Harold をして敗死せしめ、同年クリスマスにもと讎悔王の創建に係わる Westminster 大聖堂において讎悔王の適法なる後継者として戴冠し、爰に Normandie 公を兼ねてイングランド王 William I (r. 1066~87) を称することとなったが、此のいわゆる 'Norman Conquest of England' 以前・讎悔王時代のイングランドと、同征服以後のイングランドをいま比較対照する形で征服王 (the Conqueror) が其の即位後20年—1086年にほぼ全国的なる規模において調査 (survey) せしめたる結果を綜括したところのもの——夫れこそが、すなわち当代西欧世界に比類なき一大公文書 'Domesday Book' に他ならぬ。

此の Domesday Book [以下 D. B. を以て表わす] における我が Hereford 関係の記述は、我々は之を先ず同書の第1巻の第179葉 (folio) 表^{おもて}について見ることが出来るが、其の冒頭には、

[1] 『Edward [讎悔] 王の時代、Hereford 市には、其処に、その市壁 (murus) の内外に共住 (commaneo) するところの百三名の者存しき、而して彼等は下記のごとき諸慣習 (consuetudines) を有したりき。(In Hereford ciuitate tempore regis Edwardi erant centum et tres homines commantes intus et extra murum, et haebant has subterscriptas consuetudines.)¹⁰⁾』

とあって、以下、我々の次節に之を見るがごとくに、Edward 讎悔王時代に於ける我が Hereford 市の慣習法に就いての記述が為されて居るのである。

II

Edward 讎悔王時代における我が Hereford 市の慣習法は、凡そ以下の如きものである。

[2] 『いま若し彼等 [一前述せる当時 Hereford の市壁の内外に住める百三名の者] のうちの何びとかが当市を立ち去 (recedo) らんと欲せば、彼は、[王の代官たる此の町の] リーヴ (praepositus)¹¹⁾ [町奉行] の同意 (concessus) のもとに彼の屋敷 (domus) を、いま夫れより生ずべき奉仕 [の義務] (seruitium) を喜んで果たさんと欲する所の他の者に対して [一定の価額を以て] 売却 (uendo) することを得べし、而して [其の際] 当該リーヴは此の売却 (uenditio) [金] の三分ノ一の金額を収得 (habeo) することを得べし。(Siquis eorum uoluisset recedere de ciuitate, poterat concessu praepositi domum suam uendere alteri homini seruitium debitum inde facere uolenti, et habebat praepositus tercium denarium huius uenditionis.)¹¹⁾ 然りながら、いま若し [前記百三名の者のうち] 何びとかが彼の貧困 (pauperitas) のゆゑに、彼の果たすべき奉仕 [の義務] を果たし得ざりしとせんか、彼は、[当市を立ち去るに当たりて] 無償にて (sine precio) 彼

10) Domesday Book, seu Liber Censualis Willelmi Primi Regis Angliae, ed. by Abraham Farley (2 vols. ; Record Commission, 1783), Vol. I, folio 179. 因みに、引用文の文頭なるアラビア数字は便宜上筆者の之を附したるもの、以下同然。

11) 拙著『イングランド中世都市の展開』(刀江書房, 1977年), 34, 50~51ページ, 参照。

の屋敷をリーヴ[町奉行]に明け渡(*reliquo*)し,リーヴ[町奉行]は,当該屋敷が無住の儘(*uacua*)に留まる(*remaneo*)ことのなきやう,而して王が[彼の受くべき]奉仕を欠く(*careo*)ことのなきやう,[周到に]配慮(*prouideo*)すべきなり。(Quod si quis paupertate sua non potuisset seruitium facere, relinquebat sine precio domum suam præposito, qui prouidebat ne domus uacua remaneret, et ne rex careret seruitio.)』

[3] 『而しておなじく懺悔王時代]当市の市壁内にては,孰れの全き屋敷地(*integra masura*) [の保有者]も総ていま, [年]七ペンス半 [の地代]を納め, 馬匹の賃借料として (*ad locandos caballos*) [年]四ペンスを [納め], [夏季]八月には [毎年]三日間 (*tribus diebus*) [領主たる王の直営地の存する]Marden (*Murdine*)において [穀草を]刈り取る (*seca*) [賦役労働に服し], [毎年]一日 (*una die*) [当 Herefordshire の]州奉行 (*uiccomes*; *sheriff*)の命ずる場所に [おなじく王の直営地に属する]牧草地において刈り取れる所の牧草を] [冬季の家畜の飼料たるべき]乾草として (*ad fenum*)集積 (*congrego*)する [所の賦役に服する] [慣はし]なりき (Intra murum ciuitatis unaquaque integra masura reddebat vii denarios et obolum et iiii denarios ad locandos caballos, et tribus diebus in Augusto secabat ad Mawerdine, et una die ad fenum congregandum erat ubi vicecomes uolebat.). [而して] [懺悔王時代]一頭の馬 (*equus*)を有したる者は,一年に三たび,当該州奉行と共に, Wormelow (*Vrmdlaia*)に, [其処にて開かる]諸郡 (*hundrez*; *hundreds*) [の裁判集会において]訴訟 (*placita*) [の審理]に参加すべく, 赴く (*pergo*) [慣はし]なりき (Oni equum habebat, ter in anno pergebat cum uicecomite ad placita et ad hundrez ad Vrmelauia.). [而して] [懺悔王時代] [領主たる]王が狩猟 (*uenatus*)に出掛けたる時には, 慣習に依りて (*per consuetudinem*), 各戸 (*domus*)より一名づつ [勢子として出で], [獲物を]林中に駆り立て立往生せしむべく (*ad stabillationem in silua*)赴く [慣はし]なりき。(Quando rex uenatui instabat, de una quaque domo consuetudinem ibat unus homo ad stabillationem in silua.)』

[4] 『而しておなじく懺悔王時代] [前述したる所の]全き屋敷地 (*integra mansura*)を有せざりし爾余の者たちは, [領主たる]王の当市に滞在したる時, [王の宿泊所たる]領主館 (*aula*)の警固 (*jneuardus*)に当たる (*inuenio*) [慣はし]なりき。(Alij homines non habentes integras masuras, inuenibant jneuardos ad aulam, quando rex erat in ciuitate.)』

[5] 『而しておなじく懺悔王時代]一頭の馬 (*caballa*)もて [領主たる王に]奉仕 (*seruio*)する所のひとりの都市民 (*burgensis*; *burgess*)にしていま死亡したらんか, 王は彼の馬 (*equus*)と諸武器 (*arma*)とを [その手中に]収むる (*habeo*) [慣はし]なりき (Burgensis cum caballo seruiens cum moriebatur, habebat rex equum et arma ejus.). [なほ]一頭の馬をも有せざりし者いま若し死亡したらんか, 王は, [上記の相続上納品に代へて]十シリング [の相続金]を [その手中に]収むるか, 或いは又 [其の上に建てる]諸建造物 (*domibus*)と もども彼の土地 (*terra*)を [その手中に]収むる [慣はし]なりき (De eo qui equum non habebat, si moreretur, habebat rex

aut x solidos aut terram ejus cum domibus.)。〔又〕いま若し何びとかが不時の死に依りて (*morte præuentus*) 彼の所有物 (*que sua erant*) を遺贈 (*divido*) するに到らざりせば、王は一切の彼の財産 (*pecunia*) を〔その手中に〕収むる〔慣はし〕なりき。(siquis morte præuentus non diuisisset quæ sua erant, rex habebat omnem ejus pecuniam.)』

〔6〕『此れら〔一以上述べたるが如き〕諸慣習こそはいま〔懺悔王時代に〕当市〔の市壁内〕に居住せし者たちの〔齊しく〕保持〔一遵守〕(*habeo*) したる所のものなりき、その際、市壁の外に居住せし爾余の者たちも亦同様に〔上述したる諸慣習を遵守したりき〕、但し、市壁の外なる全き屋敷地 (*integra masura*) 〔の保有者〕にありては〔市壁の内なる全き屋敷地の保有者が前述したる如く〔年〕七ペンス半の地代を納めたるに対して——前掲〔3〕参照〕僅かに〔年〕三ペンス半〔の地代〕を〔領主たる王に〕納むるに過ぎざりき。その他の諸慣習にいたりては、〔夫れらは〕〔いま市壁内の全き屋敷地の保有者たると、市壁外の全き屋敷地の保有者たるとを問はず、両者に〕共通の (*communes*) ものなりき。(Has consuetudines habebant in ciuitate habitantes, et allj similiter extra murum manentes nisi tantum quod integra masura foris murum non dabat nisi iiii denarios et obolum. Aliæ consuetudines errant communes.)』

〔7〕『〔懺悔王時代においては〕何びとも、彼の妻 (*uxor*) が当市〔の市壁〕内においてまた当市〔の市壁〕外においていまエールを醸造 (*brazio*) したるときは、慣習に従ひて〔一慣習的貢租として〕 (*per consuetudinem*) 十ペンスを〔領主たる王に〕納めたりき。(Cujuscunq̄ue uxor braziat ab intus et extra ciuitatem, dabat x denarios per consuetudinem.)』

〔8〕『〔懺悔王時代〕当市には其処に六人の鍛冶屋 (*faber*) 存しき。彼等は各々、彼の〔所有に係はる〕鍛冶場 (*forgia*) につきて〔年〕一ペニイ〔の貢租〕を〔領主たる王に〕納め、而して彼等は各々、〔注文者たる〕王の〔提供する所の原材料の〕鉄を以て (*de ferro regis*) 百二十箇の馬蹄 (*ferra*) を製作 (*facio*) する〔慣はし〕なりき、そのために (*inde*) 彼等には各々、慣習に従ひて (*per consuetudinem*) 〔その都度〕三ペンス〔の賃銀〕が支給せられたりき。而して此れら〔六人〕の鍛冶屋たちは爾余の一切の奉仕〔の義務〕を免除せられてありき。(Sex Fabri erant in ciuitate, quisque eorum de sua forgia reddebat unum denarium, et quisque eorum faciebat cxx ferra de ferro regis, et unicuique eorum debantur iiii denarij inde per consuetudinem, et isti fabri ab omni alio seruitio erant quieti.)』

〔9〕『懺悔王時代〕其処〔一Hereford 市〕には七人の造幣人 (*monetarius*) 存しき。此れら〔七人の造幣人〕のうち一人はその〔一Hereford の〕司教 (*episcopus*) の造幣人なりき、〔而して〕〔一定の年数を隔てて周期的に〕いま通貨 (*moneta*) が更新 (*renouo*) せられたる時には〔——王の頭部とその称号とを刻せる・ペニイ銀貨の表面 *obverse* のデザインが更新せられたる時には〕、彼等〔一七人の造幣人たち〕の各々は、〔当時そこに *die-cutting centre* の存したるところのロンドン¹²⁾に赴きて〕該の〔新しき〕打ち型 (*cuneis*; *die*) 〔一鑄造貨幣 *cast coin* ならざる打造貨幣

12) Cf. D. M. Metcalf, 'The Taxation of Moneyers under Edward the Confessor and in 1086',

hammered coin の表面の打ち型]を受領(*recipio*)せんがために¹³⁾、十八シリングを支払ひ、[再び]彼等が[Hereford 市に]帰還(*redeo*)せる日より一ヶ月以内に(*ex eo die quo redibant usque ad unum mensem*)、彼等[一六人の王の造幣人たちは]王に対して二十シリングを納むる[慣はし]なりき、而して同様に(*similiter*)その[一Hereford の]司教も亦彼の[ひとりの]造幣人より二十シリングを徴収する[慣はし]なりき(*Septem monetarij erant ibi. Vnus ex his erat monetarius episcopi. Quando moneta renouabatur, dabat quisque eorum xviii solidos pro cuneis recipiendis, et ex eo die quo redibant usque ad unum mensem, dabat quisque eorum regi xx solidos, et similiter habebat episcopus de suo monetario xx solidos.*)。王が当市に來り(*uenio*)たる時には、[六人の王の造幣人たちは、彼のために彼の欲するだけのペニ銀貨を——すなはち(*scilicet*)彼の[所有するところの]銀を以て(*de argento scilicet regis*)——製造(*facio*)する[慣はし]なりき(*Quando ueniebat rex in ciuitatem, quantum uolebat denariorum faciebant ei monetarij, de argento scilicet regis.*)。而して、上記の[王並びに司教の]七人[の Hereford に在るところの造幣人たちは]、[夫々の主君に依り譲与せられて]彼等の裁判権(*saca et socha*)を有したりき(*et hi vii habebant sacram et socham suam*)。[而して、]王の造幣人たちのうちの何者かがいま死亡したる時には、王は、相続上納金(*releuium*)として二十三シリング[——ポンド三シリング]を[その手中に]取むる(*habeo*)[慣はし]なりき、然りながら、いま若し彼が彼の財産(*census*)を遺贈(*diuido*)するに到らずして死亡したる時は、王は、彼の一切の財産を[その手中に]取むる[慣はし]なりき(*Moriente aliquo regis monetario, habebat rex xx solidos de releuamento. Quod si moreretur non diuiso censu suo, rex habebat omnem censum.*)。[而して]若し[Herefordshire の]州奉行にして其の軍を率ゐてウェイルズに遠征したる時には、此れらの者[一上記六人の王の造幣人たちは]は彼[一州奉行]と行を共にする[慣はし]なりき。而して、いま若し行くべく命ぜられたる者にして[命に背きて]行かざりしならば、彼は、王に対して四十シリング[一ポンド]の補償金を支払ふ(*emendo*)[慣はし]なりき。(Si uicecomes iret in Wales cum exercitu, ibant hi homines cum eo. Quod si quis ire iussus non iret, emendabat regi xl solidos.)』

[10] 『[懺悔王時代]同市[一Hereford 市]においては[Hereford]伯たるHaroldは、二十七名の、他の[一前述したる百三名の]都市民(*burgenses*)と同様な慣習法を保持[一遵守]したる所の、都市民を有したりき。(In ipsa ciuitate habebat Heraldus comes xxvii burgenses easdem consuetudines habentes quas et alij burgenses.)』

in *Domesday Studies: Papers read at the Novocentenary Conference of the Royal Historical Society and the Institute of British Geographers, Winchester, 1986*, ed. by J. C. Holt (Woodbridge, Suffolk, 1987), p. 285, n. 22.

13) 此の時代の一般に通貨—打造貨幣たるペニ銀貨の表面の特定の打ち型に伴う特定のデザイン、また斯かるデザインの周期的なる更新(*recoinage*)に関しては、委細は前掲拙著『イングランド中世都市の展開』、53ページ以下の叙述、とりわけ56～57ページの参照を乞う。

[11] 『〔懺悔王時代〕此の都市〔—Hereford〕よりしては、そのリーヴ(*prepositus*)〔町奉行〕は、いま Edward 王に対して十二ポンドを、Harold 伯に対して六ポンドを〔夫々慣習的貢租として〕納めたりき、而して〔その場合〕彼〔—リーヴ〕は、上述したる一切の慣習的諸貢租(*consuetudines*)を彼のファームとして(*in suo censu*)〔実質的に彼自身〕取得したりき。(De hac ciuitate reddebat prepositus xii libras regi Eduardo et vi libras comiti Heraldo, et habebat in suo censu supradictas omnes consuetudines.)』

[12] 『然り乍ら(*uero*)、〔懺悔王時代〕王は、〔Hereford市内における〕彼の直領地(*dominium*)において三つの処罰権(*forisfactura*)すなはち彼〔—王〕の平和の侵害(*infractio pacis*)・家宅侵入(*heinfara*)・公道上の強奪(*forestellum*)〔の夫々に対する処罰権〕を有したりき。〔而して〕此れら〔三つの罪〕の一つだに犯せる者は、彼がいま何びとの家来(*homo*)にてもあれ、王に対して百シリング〔—五ポンド〕の罰金を支払ふ(*emendo*)〔慣はし〕なりき。(Rex uero habebat in suo dominio tres forisfacturas, hoc est, pacem suam infratam, et heinfaram, et forestellum. Quicumque horum unum fecisset, emendabat c solidos regi cuiuscumque homo fuisset.)』

以上のごとく、懺悔王時代における我が Hereford 市の慣習法に就いて記述し来れる D.B. は、一転して以下の如くにいま其の記述を締め括っている。

[13] 『今や(*modo*—1086年現在)〔William 征服〕王は、Hereford 市を(*ciuitatem Hereford'*)直領地として(*in dominio*)有す(*habet*)。而して其処に住する〔旧来の〕English なる都市民たち(*anglici burgenses ibi manentes*)は、彼等の往時の諸慣習を(*suas priores consuetudines*)〔依然として〕保持〔—遵守〕しをれり(*habent*)。然り乍ら(*uero*)〔新来の〕〔Norman-〕French なる都市民たち(*francigene burgenses*)は、〔各〕十二ペンスを支払ひて(*per xii denarios*)、上記の三つの事柄(*tres supradictas*)——王の平和の侵害、家宅侵入、公道上の強奪——〔12〕参照——を除きて〔王の〕彼等の〔—彼等に対する〕一切の処罰権(*forisfacturas*)を免れをれり。(Habet quietas). (Modo habet rex ciuitatem Hereford in dominio, et anglici burgenses ibi manentes habent suas priores consuetudines. Francigene uero burgenses habent quietas per xiii denarios omnes forisfacturas suas, preter tres supradictas.)』

[14] 『此の町〔—Hereford〕は〔1086年現在〕王に対して〔流過程において磨滅 = 減価せるところの通貨を溶解 = 秤量したる〕『白貨』(*candias denariis*)の数に依りて〔—白貨にて計算して〕六十ポンド〔の慣習的貢租〕を納めをれり(*reddit*)。〔而して〕当市と、〔他方〕Herefordにて夫れら〔荘園〕のファーム(*firma*)を〔各荘園の王の代官たるベイリフ *bailiff* たちが支払ふところの〕十八〔箇所〕の荘園(*xviii maneria*)とのあひだには〔—両者を合算して〕、〔合計〕三百三十五ポンド十八シリング〔の収入〕が計算せられをれり(*computantur*)、而して〔Herefordshire の〕諸郡並びに州の〔夫々の裁判集会 = 裁判所に於ける〕諸々の訴訟(*placitas*)〔より上がるところの罰金その他の裁判収入が以上のもののほかに〕存す。(Hec ciuitas reddit regi lx libras ad nume-

rum, de candidis denarijs. Inter ciuitatem et xviii maneria qui in hereford reddunt firmas suas, computantur cccxxxv libre et xviii solidi, exceptis placitis de hundret et de comitatus.)¹⁴⁾』

D. B. の Hereford 関係の記述としては、以上の〔1〕から〔14〕までの、同書第1巻第179葉表に於ける夫れのほかに、なお、同書第1巻第181葉の裏面に始まる「Hereford の教会の所領」(Terra æcclesiæ de Hereford)なる節の冒頭に、いま次の如き記述が見出される。——

〔15〕『Hereford 市 (*H. Port*) においては、Edward [懺悔] 王時代、[1061年に就任せる]¹⁵⁾司教 Walter、百より少きこと二〔一九十八〕[箇所]の屋敷地(*c masura ii minus*)を〔その直領地として〕有しき(*habuit*)。此れら〔九十八箇所の屋敷地〕に住せしところの者は、百シリングより少きこと六シリング〔九十四シリング〕(*c solidos vi solidos minus*)〔の地代〕を〔同司教に対し〕支払ひたりき(*reddebant*)。同司教〔—Water〕は又ひとりの造幣人(*monetarius*)を有したりき(*habebatque*)。(In Hereford Port T.R.E. *habuit Walterus episcopus c masuras ii minus. Qui manebant in eis, reddebant c solidos vi solidos minus. Habebatque isdem episcopus unum monetarium.*) Robert が〔「征服」以後1079年に大陸の Lorraine 地方より〕¹⁶⁾当司教管区(*episcopatus*)に來り(*uenio*)し時には〔—当司教管区を司教として継承したる時には〕、彼は、〔其処に〕六十〔箇所〕の屋敷地を〔彼の直領地として〕見出したりき(*inuenit*)。此れら〔六十箇所の屋敷地〕に住せしところの者は、四十三シリング四ペンス〔一二ポンド三シリング四ペンスの地代〕を〔司教 Robert に対し〕支払ひたりき(*Quando Robertus uenit in episcopatu, inuenit lx masuras. Qui manebant in eis, reddebant xliii solidos et iiii denarios.*)。今や

14) 以上、D. B. よりの引用文〔2〕～〔14〕は、すべて此の排列順に、前註(10)における引用文〔1〕の場合と同様、いま、D. B. 第1巻第179葉表の右欄に見出される。因みに、夫れらの邦語への移植に当っては、既引の〔前註(6)参照〕1882年の Richard Johnson 編『史料集』に於ける夫れ、同様既引の〔前註(2)参照〕『Victoria 女王記念イングランド州史』(V. C. H.) の Herefordshire の巻の第1巻所収の・1908年の J. H. Round に依るところの夫れ、さらに近年刊行せられた・John Morris 編“Domesday Book” (35 vols. ; Chichester, Sussex, 1975~86) の第17巻—‘Herefordshire’, ed. by Frank & Caroline Thorn, from a draft translation prepared by Veronica Sankaran (Chichester, 1983)の夫れ、の以上3点における夫々の近代英語訳を参照した。なお、テキストそのものの引用は、飽くまでも既引の1783年の Abraham Farley の刊行本〔前註(10)参照〕に依拠して之を行うが、その際原文における省略短縮形の正字形への extension に当たっては、現在 Oxford 大学 Balliol College の所蔵する D. B. の第12世紀のひとつの manuscript の複製本——“*The Herefordshire Domesday, circa 1160—70*”, reproduced by colotype from facsimile photographs of Bailliol College Manuscript 350, ed. by V. H. Galbraith & James Tait (London, 1950) [The Publications of the Pipe Roll Society, Vol. lxiii, New Series—Vol. xxv]における extension を適宜参照した。——後註(17)・(21)・(22)・(23)に於ける場合も亦同断である。

15) Cf. E. B. Fryde, D. E. Greenways, S. Porter & I. Roys, eds., *Handbook of British Chronology* (Royal Historical Society, 1941 ; 3rd edn., 1946), p. 250.

16) Cf. *ibid.*, p. 250.

(modo—1086年現在)夫れ[一地代]は、五十シリング[一二ポンド十シリング]と査定(*appricato*)せられあり。[先きに1079年]司教 Robert が当司教管区に來りし時には、彼は、無住の儘なる(*uastas*)四十ハイド[の屋敷地]を見出したりしが、夫れら[四十ハイドの屋敷地]は今[—1086年現在]も依然として(*adhuc*)その儘に存す。(Modo appricatum est l solidos. Robertus episcopus quando uenit ad episeopatum, inuenit xl hidas uastatas, et ita sunt adhuc.¹⁷⁾』

以上が、我々がD.B.より直接我がHereford市に関して引き出し得るところの、情報の総てである。

III

では、斯くのごとき Edward 懺悔王時代から Willam 征服王時代にかけての我がHerefordについて、我々は此の町を一般的に如何に性格づけるべきであろうか、——このように問題を提起するとき、我々は、夫れが、懺悔王時代に、既にして、事実上(*de facto*)一個のborough(*burgus*)であった、と云うことに、先ず以て注目しなければならない。そのことは、前掲[1]・[2]に現われる——懺悔王に対し奉仕(*seruitum*)の義務を有する、市壁(*murus*)の内外に住するところの103名の者(*homines*)が、いま前掲[10]に現われる・Harold 伯——こののち1066年、Senlacの戦いに戦死を遂げる名目上最後のイングランド王となるべき所のHarold 伯——に奉仕するところの27名の者と同様に、都市民(*burgenses*; *burgesses*)であるとされて居るところから、明々白であると言わなければならない。かくて、当時懺悔王時代、Herefordには、先ず第一に、王に奉仕する所の都市民130名と、Harold 伯に奉仕する所の都市民27名と、合計130名の都市民がそこに存在した訣であるが、更に我々は、前掲[15]に現われる、懺悔王時代Hereford市におけるHereford司教の直領地に存したる98箇所の屋敷地(*masura*)、——此の98箇所の屋敷地の住人たるところの98名の者も[いま其処に無住の儘(*vastas*)なる屋敷地が全く存しなかったと仮定して]また、疑いもなく事実上の都市民——Hereford司教に奉仕する所の事実上の都市民、であった、と考えることが出来るであろう。とすると、懺悔王時代Hereford市の*de iure*ならびに*de facto*の都市民の総数は今や130名プラス98名すなわち228名となって、当時一般にイングランドにおいては一世帯当たりそのうちに4.5人ないし5人を含んでいたとすれば¹⁸⁾、いま懺悔王時代この町は、1,026~1,140の人口規模を有する所のひとつのborough(*borough*)として存在して居たること、が知られるのである。

斯く懺悔王時代わがHerefordがひとつのborough(*borough*)であったことを知った我々は、同時に夫れがまた決して‘free borough’ (《*liber burgus*》)ではなかった、と云うこと、を爰に確認することが飽く迄も肝要である。そのことは、先ず103名の王に奉仕する所の都市民に就いて見るに、——彼等のうち、市壁内に全き屋敷地(*integra masura*)を保有するところの者は、

17) D.B., Vol. I, folio 181 b.

18) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 295ページ, 参照。

年7½ペンス、市壁外に全き屋敷地を保有するところの者は年3½ペンス、を夫々慣習的地代として領主たる王に納付したることが前掲[3]・[6]に拠って知られ、その意味において、彼等が、斯かる市壁内外の屋敷地[いま全からざる屋敷地をも含めて]の本来的所有者たる・領主としての王に隷属する所の、——一般に領民的性格を有する者であったことが、爰に確認されるのである。次いで27名の Hereford 伯に奉仕する所の都市民に就いては其の斯かる意味での領民的性格はD. B. の記述に拠るかぎり明示的には明らかではないが、98名の Hereford 司教に奉仕する所の事実上の都市民に就いては、彼等が全体として94シリング[—4ポンド14シリング]の慣習的地代を、彼等が住する98箇所の屋敷地を全体として其の直領地とするところの・領主たる司教に対して納めて居たことが前掲[15]に拠って知られるから、彼等もまた全体として Hereford 司教に隷属する所の一般に領民的性格を有する者であったこと、は瞭らかなる所であると言わねばならない。夫れのみには止まらない、——懺悔王地代、此の Hereford の borough は、慣習的貢租(*consuetudines*)徴収の請負人(*fimarius*)としての此の町のリーヴ(*prepositus*)に依って、毎年王に対すところの慣習的貢租12ポンド、伯に対すところの慣習的貢租6ポンド、を夫々収奪せられて居たことが、前掲[11]に拠って、いま明らかならしめられるのである¹⁹⁾。

斯くして、当時此処 Hereford の都市民たちは、都市民とは言い条、未だ都市民としての基本的なる属性たる自由民(*liber homines*)の性格を確立せしめるには到らずして、一般的に領民的=隷属民的性格を現わしたのであるが、夫ればかりではない。彼等は又、未だ農民的性格すらも全面的に払拭=清算するに到らずして、多分に是れを温存せる所の存在であったのである。——そのことは、我々が、当時 Hereford の一般に都市民中最多数を占め、其の中樞をなせるところの・市壁内に全き屋敷地を保有せる王の領民たる都市民の、其の領民としての奉仕義務を具さに検討するとき、一目瞭然たるものがある。——即ち、前掲[3]に拠っていま明らかなる如く、彼等は、収穫月たる8月に、宛かも当時都市周辺の農村において一般に早期の荘園(*manerium*)の隷属農民が荘園領主(*dominus*)の需めに応じて為したる‘bene-weorc’(*boon-work*)と全く揆を一つにせるところの、臨時の王に対する労働奉仕(*Arbeitsdienst*—*Bittdienst*)——3日間の穀草の刈入れ並びに乾草積みの1日の作業、に従事したのである²⁰⁾。

斯くて、以上のD. B. の記述の分析を通じて我々に明らかなるが如く、当時 Hereford の都市民たちは、一般的に領民的=隷属民的性格を有していた訣であるが、夫れと共に、彼等が一面において彼等の領主たる者に対していま軍事的なる義務に服していた事実も亦、彼等 Hereford

19) 此の[11]の記述の分析に当たって、我々が本文に述べたがごとくに為すことに就いては、拙著の『イングランド初期経済史の諸問題』(山川出版社、1978年)所収の第五篇「*Firmarii* 考」、並びに第七篇「*Firma Comitatus* 攷」の両編を是非とも参照せられることを希望する。

20) 拙著『イングランド封建制の形成』(御茶の水書房、1959年、新版1977年)、第四篇「*Rectitudines Singularum Personarum* 雑考」、208, 210, 218, 221~3ページ、参照。

都市民たちの特殊性格として我々の是れを看過し得ない所である。而して、まさに此の点にこそ、我々は、当時此の borough が客観的に置かれていた情況——夫れが異民族 Welsh とのあいだの frontier を繞る不断に敵しい対立関係の真只中に存在した情況、を反映せるところの此の borough の勝れて軍事的なる性格の存する所以を認識し得るのである。

すなわち、我々は、前掲[3]に抛って、当時 Hereford の市壁内に全き屋敷地を保有せる王に奉仕する所の都市民は、斯くのごとき奉仕的義務の一つとして、王に依って貸与せられたる「馬匹の賃借料として」(*ad locandos caballos*)年額4ペンスを各々王に対して納める者——常時一頭の馬を占有・用意せる所の者、であったことを知り得るのであるが、斯くのごとき、前掲[5]に謂う所の「一頭の馬(*caballa*)もて奉仕(*servio*)する所のひとりの都市民(*burgensis*)たる者」がいま死亡したるときは、「彼が生存中王に依って貸与せられていた」「彼の馬と諸武器」(*equus et arma eius*)とは、爰に再び夫れらの本来の所有者たるところの王の手に復歸(*revert*)したのであって、斯かる当時の Hereford の一般に都市民中最多数を占め其の中樞をなせるところの・市壁内に全き屋敷地を保有せる王に奉仕する都市民は、その限りにおいては、一面いま戦士(*warrior*)たる性格を有し、一旦緩急あらば直ちに Welsh との国境紛争に出陣し得る用意を常時有する所の者たちであったのである。

なお、このことと関連して、D.B.の Herefordshire 州に関する記述中には、いま直接 Hereford 市に関して上掲[1]~[15]のごとき記述が其処に存するのみに止まらず、間接的に Hereford の都市民が其処に出で来たる、次のごとき三つの、本来当州の地方農村の荘園に関する所の記述の存することが、また注目せられる。

其の第一は、D.B.の第1巻第179葉裏の「王領」(*Terra Regis*)に関する記述中の Winstree 郡 (*Wimestrivil Hundret*)の Marcle (*Merchelai*)村に関する記述においてである。

[16] 『Hereford には、[1086年現在]此の[王領]荘園[の領主]に対して、十八台の有輪犁の犁頭(*socus carrucis*; plough-share)[に相当する金額の地代]を支払ふところの、四人の都市民²¹⁾存す。(Ad Hereford' sunt iiii burgenses huic manerio reddentes xviii socos carrucis.)』

而して、其の第二は、D.B.の第1巻第186葉表の「Alfred of Marlborough の所領」(*Terra Alvredi de Merleberge*)に関する記述中の Cutsthorne 郡 (*Cvtestorn Hundret*)の Burghill (*Bvr-gelle*)村に関する記述においてである。

[17] 『Hereford においては五人の都市民、[1086年現在]此の[Burghill の]荘園[領主]に対する五十二ペンス[一四シリング四ペンス][の地代]を支払ふ。(In Hereford' v burgenses reddunt huic manerio lii denarios.²²⁾)』

最後に、其の第三は、D.B.の第1巻第185葉表の「Henry de Ferrersの所領」(*Terra Henrici de Ferieres*)に関する記述中の Greytree 郡 (*Greitreweas Hundret*)の (Priors) Frome (*Frome*)村に関する記述においてである。

21) D.B., Vol. I, folio 179 b.

[18] 『而して[1086年現在] Hereford に在るひとりの都市民, [此の Frome の荘園領主に対して]十二ペンス[一シリング][の地代]を支払ふ。(et unus burgensis in Hereford reddidit xii denarios.²³⁾』

以上の如きものである。

我々は、此れらの記述の内包するところをいま如何に解すべきであろうか。

嘗て F. W. Maitland は、その研究史上画期的なくドゥウムズデーブクと其の彼方)所収の第一論文の最終章において、D. B.における1086年現在の borough に関する記述を具さに検討したる結果として、当時の borough 内部の土地保有(tenure)に関してその 'heterogeneity' なるものを主張し、特定の borough の町屋敷(town house)は屢々当該州内にひろく分布せるところの荘園に個別に所属(attach)せしめられて居り、斯かる形において特定の荘園の領主の本来所有に属する町屋敷を占有するところの都市民を当該 borough 内部に維持(keep)すると云うことは、いま荘園領主にとって当該 borough を城塞として固める(fortify)べき彼の王に対する義務を誠実に果たすことを意味したのであって、斯かる地方に於ける荘園といま結び付け(connect)られている都市民は当該荘園の領主に成り代って常時当該 borough の市壁を修復・維持すべき所の義務を有したのである、と云う意味のことを主張した²⁴⁾。而して、此の borough に関するいわゆる 'garrison theory' は、其の後彼の忠実なる弟子の Adolphus Ballard に依って些少の修正を加えて祖述せられ、熱烈に支持せられたのである²⁵⁾。

然しながら、J. H. Round は、前引の V. C. H. における彼の D. B. の Herefordshire 州に関する記述の近代語訳に前置したる其の序説—'Introduction to the Hereford Domesday'において、上掲[16]~[18]のD. B.の記述を以ていま Ballard 流の borough に関する 'garrison theory' の妥当性を根拠づける所の記述と解釈することを、飽く迄も拒否している²⁶⁾。即ち、彼れ Round は、斯くのごとき D. B. の Herefordshire に関する記述に現われた三つの記載は、Ballard 流の 'garrison theory' の視点よりして borough 内部の若干の屋敷が当該州に於ける在地の土地財産(the rural properties in the county)の若干のものとのあいだに「或る種の関連」(a certain connection)を有することを実証する所のものでは決してなく、夫れらの記述は、唯単に此の Hereford の町が当時如何に大いなる軍事的重要性を有したるかを示して居るものとなして、次のように曰って居るのである、——『若し茲に当時如何なる他の町にも増して、

22) D. B., Vol. I, folio 186.

23) D. B., Vol. I, folio 185.

24) Frederic William Maitland, *Domesday Book and Beyond: Three Essays in the Early History of England* (Cambridge, 1897; Reprinted, 1907), pp. 129—91, especially, 189—91. なお、此の点に関して、鶴川馨「中世都市グロスター」(イギリス中世史研究会編『イギリス封建社会の研究』(山川出版社, 1970年; 第2刷, 1975年), 228~9ページ, 参照。

25) Adolphus Ballard, *The Domesday Boroughs* (Oxford, 1904), pp. 11~35; *ibidem*, *The Domesday Inquest* (London, 1906; 2nd edn., 1923), pp. 176~8.

一つの要塞(garrison), 一つの市壁(wall)を必要とせるところの町があったとすれば, その町こそは Hereford であった。「征服」以前も以後も, 「夫れは」要塞堅固に固められていて, ひとたび「敵兵の」乱入[= 破壊]する所となっても, また新たに——此の町に関する D. B. の記述において特筆せられている——市壁に依っていま要塞堅固に固められたところの, 一つの Welsh に対する「Anglo-Saxon の」恒常的なる砦(a standing bulwark against the Welsh)[であり], 我々が活ける要塞制度(the garrison system in operation)をまのあたりに見出すことを期待し得るとすれば, そのような場所こそはまさしく此の Hereford を描いて他には存在しないのである。²⁷⁾』と。

では, 我々自身はいま如何なる立場を持すべきであろうか。——筆者は, 大体において, 此処 Herefordshire に関する限り, Round の見解に與したいと考える。と云うのは, 其処においては, 上述のごとき Hereford なる borough 内部における屋敷地と当州における「在地の土地財産(=荘園領)」とのあいだの「或る種の関連」は, 何と言っても断片的 = 部分的にかざられて居り, 一般的 = 必然的に斯かる関連が存在して居る, とは決して言い難いからである。実際, 'garrison theory' の熱烈なる信奉者たる Ballard 自身, こと Hereford に関しては, 斯かる 'garrison system' の存在に就いては明示的には何も述べる所がないのである²⁸⁾。寧ろ, 我々としては, 此の 'garrison theory' の提唱者と目されている Maitland 自身が, 「州の在地の土地財産」とのあいだの「或る種の関連」を全く離れて, D. B. における『Herefordの都市民たちは戦闘者であった(Hereford burgesses were fighting men)』と言って居る²⁹⁾ ことに, 此の際却って注目しなければならないと思う者である。

以上, 「征服」以前懺悔王時代に於ける我が Hereford の都市民たちの一般的性格——彼等がいま領民的隷属民的性格を具有すると同時にまた一面において戦士的性格をも併せ有したることを析出しつつ, 我々の叙述は, いつしか懺悔王時代をはなれて「征服」以後に亘り, D. B. 成立時点における此の borough の軍事的性格の闡明にまで及んだ。此処で我々はふたたび「征服」以前の懺悔王時代における此の borough の考察に立ち帰ることにしよう。

さて, 懺悔王時代, Hereford には, そこに, 前掲[7]に依り示されて居るときエール醸造(brazio)業, 前掲[8]に依り示されて居るとき鍛冶屋(faber)業, と云う二つの手工業の業種が認められた。このうち, 前者は, 当時この borough の市壁の内外に亘って居住せるところの都市民の妻女たちに依って——「征服」以後の全中世時代を通じて屢々見られたごとくに営まれた, 経済史的にはいま「家内仕事」(Hauswerk)の範疇に帰属せしめられる所の手工業生産

26) J. H. Round, 'Introduction to the Herefordshire Domesday', in *V. C. H., Herefordshire*, Vol. I, pp. 296 f.

27) Round, *loc. cit.*, p. 297.

28) Cf. Ballard, *The Domesday Boroughs*, pp. 14~16.

29) Maitland, *op. cit.*, p. 199.

を表わして居るのであるが、夫れに対して後者は、注文者〔一消費者たる王〕からの原材料〔一鉄 *ferrum*〕の提供を俟って自己の所有する所の労働手段〔一鍛冶場 *forgia*〕を以て馬蹄 (*ferra*) のごとき手工品の製作 (*factitatio*) に従事して、当該製作に費やせる労力に対する・Bücher の謂う所の特殊 = 個別的なる報酬 (*spezieller, individueller Engelt*)——取りもなおさず「賃銀」 (*Lohn*) を受け取り、夫れを以て彼の所得 (*Einkommen*) となすような、そのような生産者 (*Produzent*) に依って営まれる所の、経済史的にはいま「賃銀手工業」 (*Lohnwerk*) として規定せられるべき所の手工業生産を表わしたのである³⁰⁾。但し、その場合、斯かる賃銀手工業者として当時懺悔王時代当 Hereford 市に居住したところの6人の鍛冶屋たちが、未だ本格的に中世的な自由独立の小商品生産者には非ずして、当時彼等以外の王に奉仕せる所の都市民と同様に、領民的隷属民的性格を有したることは、彼等が王に自らの所有に係わる労働手段たる鍛冶場ごとに1ペニの貢租を支払わねばならぬ義務を有する者たちであったこと、——而して彼等が王の提供する原材料の鉄を以て王の需要する所の鉄製品の製作に従事する奉仕の義務をいま履行する限りにおいて、彼等は爾余の一切の王に対する奉仕の義務を免除せらるべきことが特記せられて居ること、から今や明々白々である、と言わねばならない。

次に、我々は、前掲〔9〕に依って示されて居ることく、懺悔王時代、此の *borough* には、其処に7人の造幣人 (*monetarius*)——6人の王の造幣人とひとりの司教の造幣人とが、存在して居たことを知り得るのであるが、いま此の〔9〕の記述は、我々は是れを若干の部分に分て、斯かる部分ごとに考察するのを便宜とする。その第一は、当時の鑄造貨幣ならざる打造貨幣たる所のペニ銀貨の表面 (*obverse*) のデザインがいま一定年数—2年ないし3年を経過する毎に周期的に更新 (*verto*) せられる、所謂 'recoinage' に際して、6人の王の造幣人とひとりの司教の造幣人ととのそれぞれが対応すべき仕方を規定せる所の部分である。すなわち、彼等7人の造幣人たちは、斯くの如き通貨更新が行われる其の都度、新しいデザインのペニ銀貨表面の打ち型 (*cuneis; die*) を、当時斯かる打ち型制作 (*die-cutting*) の中心たりしロンドンに赴いて手に入れ、之が代価として18シリングを支払ったのであるが、そのうえになお彼等は、Hereford に帰来せる其の日から起算して一箇月以内に、王の6人の造幣人たちは王に対して夫々20シリング—1ポンドを、司教の造幣人は司教に対しておなじく1ポンドを、*fee* として納めなければならなかったのである。斯かる慣習法的規定の裡に、我々は、いま、当時この *borough* において王並びに司教の造幣人が置かれていた客観的状况を、——彼等が当時王並びに司教に対して財政上臨時の所得 (*a financial perquisite*) をもたらすべき存在であったことを、明らかに認識し得るのである³¹⁾。次に、第二に、前掲〔9〕の記述に現われた基礎的事実として我々の銘記すべきことは、——尤も此のことは明示的には単に王の6人の造幣人に関してのみ現われ

30) なお、賃銀手工業に関しては、前掲拙著『イングランド中世都市の展開』、325～6ページを参照せられたい。

て居るに過ぎないが——彼等造幣人がその本来の社会的経済的性格においては孰れも一個の中世的な手工業生産者、それも、先きに我々が前掲[8]の記述において是れを見たる所の此の町の鍛冶屋同様、其の生産物の需要者たる者の提供に係わる原材料を以て生産に従事するところの手工業生産者、であったと云うこと、是れである。然しながら、Herefordの王の造幣人の場合、此処に注目せらるべきは、彼等は、王が当市に來りたる時、王の提供するところの地金(bullion)たる銀を以て、王の所望するだけのペニ銀貨を製造(*facio*)したのであるが、その際、彼等は、一般の賃銀手工業(Lohnwerk)の場合に於けるとはこと変わり、先きに我々が見たる此の町の鍛冶屋が王の提供に係わる原材料の鉄に依って営めるところの生産労働に対しその報酬(Entgelt)として銀貨3ペンスを与えられたと云うが如きことは決してなかつた、と云うこと、是れである。即ち、彼等の造幣労働は、飽くまでもいま無償の奉仕活動にほかならなかつたのである。而も、彼等の義務は斯くの如き造幣労働に止まるものではなかつた。前掲[9]の記述の末尾部分に依って我々に明らかなる如く、彼等は、いま王の代官としての当Herefordshire州の州奉行(*vicecomes*; *sheriff*)がひとたびウェイルズに対して軍事行動を起したる際には、州奉行の率いる軍に随行するところの義務を有し、若しも此の命令に服従せざる時は、そのような造幣人は王に対して40シリング—2ポンドと云う尠なからざる額の補償金を納めねばならなかつたのである。——その場合、王の造幣人たちが州奉行の率いるウェイルズ遠征軍に従ったのは、果たして一部のHerefordの都市民たちのように[前段[3]並びに[5]のD.B.の記述部分の分析箇所、参照]‘fighting men’の資格においてであったか、夫れとも飽くまでも造幣人としてであったか、は、いま前掲[9]の記述の文面からは必ずしも分明ではない。然しながら、最近或る古銭学者(numismatist)の研究せる所に従えば、後者であったpossibilityが極めて大である、と云う、そうして、其の根拠として、夫々その打製(*striking*)の場所がウェイルズ地方のAbergavenny, Cardiff, St. Davidsの各地であることがいま夫れらの裏面(*reverse*)の銘文(*inscription*)に依って確かめられ得る・後世の征服王の名の夫れらの表面(*obverse*)に刻されて居るところのペニ銀貨、——而もその場合、「征服」以後も征服王に依って重用せられたAnglo-Saxonの造幣人³²⁾なる事が明らかなるところのÆlfwine de Turreなる名の孰れも夫れらの裏面に夫々の打製地と共に刻されて居るところのペニ銀貨、が、出土している事実が挙げられて居るのである³³⁾。筆者は、かつてWessex王Æthelstanの時代王がNorth Welshの首長たちを此処Herefordに召集して、王に対する忠誠を誓わしめ毎年300ポンド[重量]の銀を献上せしめたる故事[前段、115ページ参照]を想起し、且つ軍事的行動には常に必然

31) Cf. H. R. Loyn, ‘Boroughs and Mints, A. D. 900~1066’, in *Anglo-Saxon Coins: Studies presented to F. M. Stenton on the occasion of his 80th birthday*, ed. by P. H. M. Dolley (London, 1961), p. 125.

32) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 318ページの記述、並びに322ページの註(539)、参照。

33) Metcalf, ‘The Taxation of Moneyers under Edward the Confessor and in 1086’, p. 287.

的に随伴するところの軍需品の現地調達の所要——臨時の野戦造幣所設置の所要を考えると、王の造幣人たちがウェイルズ遠征に参加したのは、彼等の本来の資格—造幣人としての資格においてであったことの probability が頗る大きいとする者である³⁴⁾。而して、斯くのごとく種々なる義務を王に対して帯びたる王の造幣人たちの其の隷属的性格は、また、前掲[9]の記述中に、彼等のうちの一人がいま死亡したとき、その者の財産(census)を相続せるところの遺族は、王に対して23シリング—1ポンド3シリングの相続上納金(relevium)を支払わねばならなかったこと、若しいま或る王の造幣人たる者が其の財産を遺言に依って遺贈(divido)することなく歿したときには、王は、彼の一切の財産を没収する慣わしであったこと、が、明記せられて居ることに依っても、瞭らかなる所であると言わなければならない。

併しながら、爰に、我々の決して看過することを許されない一事がある、——夫れは、此の Hereford の造幣人に関する前掲[9]の記述の一部には、そこに、一点の疑義をも容る余地なく、当時この町に在ったすべて7人の造幣人——6人の王の造幣人とひとりの司教の造幣人は、孰れも夫々の主君に依って裁判権(saca et socha)を行使することを認められていた(hi vii habebant sacam et socham suam)ことが、明記せられて居る事である。此の一般に領主権(lordship)と直ちに結びつくのが法制史学の常識であるところの裁判権(jurisdiction)を、言ってみれば夫々がいま主人持ちであるところの王の造幣人と司教の造幣人とが各自有したと云うこと——、このことを我々はいったい如何に解したらよいであろうか。此の Hereford の造幣人が一般的に有したと D. B. の伝える所の裁判権に関しては、管見の及ぶ限り今日迄において、如何なる先学も是れに正当なる注意を払って居ないもの如くであるが、いま筆者の仮説的見解を敢えて披露するならば、凡そ次の如きものである、——もともと造幣人(monetarius; moneyer)なる者は、前述したごとく、その社会的経済的本質においては、飽くまでも一個の生産者(producer)—中世的手工業生産者=職人(craftsman)なのであるが、然しながらいま爰に注意すべきは monetarius《なる名辞は中世時代においては一つの‘official title’を表わしたのであって、当時都市の住民—都市民中比較的多数の保有地[=屋敷地]を有して相対的に富裕なる階層—金細工師(aurifaber)の一部の者に対して通貨打造の業務を王なり司教なりが委託せるところの——その意味においては一つの官職地位(office)を有したる者を表わし、そのかぎりにおいて彼等造幣人は一面において官僚的性格を具有したのである。而して、斯かる彼等は、抑抑本源的には通貨打造なる手工業工程に携わるところの一介の親方職人(magister monetarius)として、元来配下に彼の仕事を補助すべきところの——後世の journeymen, apprentices に当たる者を擁して居たことと想われるのであるが、彼等は、斯かる彼等の従属者に対して——夫れらの者の・彼等の通貨打造の公的任務遂行の妨げとなるべき何らかの非行に対して、いま、限られたる範囲内において——王あるいは司教の一般に領主裁判権(seigniorial jurisdiction)

34) Cf. H. R. Loyn, *Anglo-Saxon England and the Norman Conquest* (London, 1962), p. 125.

に牴触せざる限りにおいて、裁判権を行使することを容認せられていた、——その限りにおいては、彼等自身王或いは司教の領民的存在たりし造幣人たちは、言わば擬似領主 (pseudo-lord) の相貌を呈したのである³⁵⁾、と。

ともあれ、懺悔王時代 Hereford 市に上来見て来たように造幣人が存在したることを認識することに依って、我々は、爰に、たとえ Hereford に関する D.B. の記述において市場 (*mercatum*) に就いての如何なる明示的言及をも竟に是れを見出し得ないとしても、当時懺悔王時代に此の町において何がしかの程度において局地的なる商品交換 = 商品流通の過程が既に進行しつつあったことを、如何にしても推定しない訣には行かないのである³⁶⁾。

最後に、前掲[12]の記述を見るに、其処には、既に前掲[11]の記述に依って我々に明らかなる如く、此の市のファーマア (*firmarius*) たるリーヴ (*prepositus*) が12ポンドを王のために慣習的貢租として徴したる所の——当市に於ける Harold 伯の夫れには非ざるところの王の直領地 (*dominium*) において、Edward 王は、王の平和の侵害 (*infractio pacis*)、都市民の家宅への不法侵入 (*heinfara*)、公道上に於ける強奪[一追劔]、と云う、三つの犯罪に対する処罰権 (*forisfactura*) を有したること、——斯かる犯罪の一つをいま犯せる所の者は、彼が本来何びとの家臣 (*homo*) であろうとも、王に依って100シリング—5ポンドという並はずれて重い罰金を科せられるべきこと、が述べられて、爰に、D.B. の懺悔王時代に於ける我が Hereford に関するところの記述は、いま前掲[15]の記述——其処にはその記述の一部に懺悔王時代当市においては上記の如き王の直領地・Hereford 伯の直領地のほかに、なお Hereford 司教の Walter なる者の直領地の存したることが述べられている——を除いて、ひとまず完結して居るのである。

夫れでは、斯かる懺悔王の時代を過ぎて、今や「征服」以後、D.B. 成立の時点—1086年現在においては、我が Hereford は如何なる様相を呈したであろうか。

先ず、前掲[13]の記述を通して、我々は、我々の Hereford の borough (*burgus*) において、「征服」以後、そこに二つの顕著なる変化の生じたることを認め得る。其の第一は、当然の事ながらかの Senlac の戦いに敗死したる Hereford 伯[一王]の直領地が今や此の borough からは消失して旧懺悔王の直領地とともに新たに征服王の直領地の一部に吸収せられて居ること、其の第二は、一般的に此の borough の王の直領地に居住する所の都市民 (*burgesses*; *burgenses*) が分化して、従来からの Anglo-Saxon 系の夫れ (*anglici burgenses*) のほかに、新たに大陸より移住し来れる Norman-French 系の都市民 (*francigene burgenses*) が其処に現われて居ること、以上である。而も、その場合に注目しに値いするのは、Anglo-Saxon 系の都市民には、我々が先きに前掲[12]の記述を検討したる際は是れを確認したる所の、かの三つの事柄 (*tres supradictas*) ——王の平和の侵害、家宅侵入、公道上の強奪——に対する王の処罰権 (*forisfacturas*) に服す

35) 前掲拙著, 103~110, 190~192ページ, および 322ページの註(540), 参照。

36) 一般に造幣所 (*moneta*; *mint*) の存在——造幣人の造幣活動と、局地的なる商品交換 = 商品流通の展開と、此の両者の必然的な関係については、前掲拙著の第XXI節及び第XXII節を参照せられたい。

ることをその内に含めて、懺悔王時代に彼等 Anglo-Saxon 系都市民たちの祖先に夫れらの遵守が要求せられたところの往時の諸慣習 (*priores consuetudines*) の遵守が今猶依然として要求せられて居るのに反して、新来の Norman-French 系の都市民たちは、今や各自12ペンスの比較的軽微なる金額を支払うことに依って、前記三つの事柄を除き、王に依るところの一切の処罰権の適用を免れ、此の borough の Anglo-Saxon 時代以来の伝統的な諸慣習を遵守することを免除せられて居るのである。——此の事は我々に依って確と銘記せられねばならない。

因みに、我々は、前掲[15]の記述に拠って、「征服」以後においても此の Hereford の borough には其処に依然として如上の王の直領地以外に司教の直領地——1079年大陸の Lorraine 地方より前出 Walter の後任者として赴任し来れるところの Hereford 司教 Robert [1095年まで在職]の直領地——の存したることを知り、且つ斯かる司教の直領地にはいま1086年現在、総計50シリング—2ポンド10シリングの慣習的地代を司教[—Robert]に支払う、合計60箇所の屋敷地 (*masura*) を保有するところの、全部で60人の者[—都市民]の存したることを知るのであるが、然し乍ら、前述したる Hereford における王の直領地に存したる所の・Anglo-Saxon 系並びに Norman-French 系双方の夫々の都市民の数に関しては——先きに我々が見たる懺悔王時代の此の Hereford の都市民に関する場合は異なつて[前段122ページ、参照]D. B. にはその記述を全く欠いて居るために、王の直領地と司教の直領地とをいま合わせて、1086年現在、全 Hereford 都市民の総数が幾ばくに達するか、我々が是れを算出 = 確定することを得ないのは、真に残念である。

次に、前掲[14]の記述は、我々に、「征服」以後、1086年現在の時点において、我が Hereford の borough が、王に対して、「白貨」(*candias denariis*)——流通過程において磨滅し減価したるところのペニ銀貨をいま鎔解・秤量したる——に依って計算して60ポンドを、慣習的貢租 (*consuetudines*) として——いまファーマ (*firmarius*) としての此の borough のリーヴ (*prepositus*) を介して此の borough のファーム (*firma*) として、納入して居ることを、明らかならしめている。而して、此の点は、我々が既に前掲[11]の記述の分析を通じてひとたび是れを確認したるところの、曾て懺悔王時代において此の borough が其のファーマたるリーヴを介して其のファームとして王に対し12ポンド——但し此の場合の12ポンドは「白貨」ならざる一般のペニ銀貨の名目的価値においてはあるが——の慣習的貢租を納入したることを爰に想起するとき——ひとしく王の直領地と言っても懺悔王時代の夫れと征服王当時の夫れとのあいだには其の広袤においてのみならず恐らく其の扶養する人口数においても其処に大いなる逕庭が存したことであろうから、いま単純に12:60ポンドとして比較することは決して許されないことではあるにしても——兎にも角にも一般的には今や「征服」とともに此の borough が従来も王権に対して有して来たところの伝統的な従属的關係がまた一段と強化せられたと云うこと、このことを明示して居ると思われるのである。

さらに、おなじく前掲[14]の記述は、このことと関連して、此の Hereford の borough の

ファームばかりでなく、是れと、いま此の borough において夫れらの荘園のベイリフ〔荘司〕たちに依り納入せられるところの・Herefordshire 州内18箇所の王領荘園より上がるファームと此の両者の額を合算するとき、およそ王に納入せられるところのファームの総額は、1086年現在 335 ポンドと云う尨大なる数値を示すこと、その際、なお、此の Herefordshire 州の諸郡 (hundreds)の裁判所 (courts) 並びに此の州 (county) の裁判所に於ける罰金収入その他の王の裁判権に基づくところの・全収入が上記のファームの額に更に上乘＝加算せせられること、を明らかならしめて居るのである。

IV

Norman Conquest (1066) 以後においても、「征服」以前がそうであったように、此処——中部イングランド西部の一州の Herefordshire は、依然として其の西方の梟敵たる異民族 Welsh の執拗なる襲撃・侵入に絶えず悩まされ続けた。然し、その州都の Hereford が、いまイングランドの一國史的な発展との関わりにおいて大きくクローズアップされてくるのは、「征服」の第11世紀を過ぎて第12世紀に入り、その中葉 Norman 王朝最後の王 Stephen の治世 (1135-54) においてである。

即ち、かの Domesday Book の成れる翌年、1087年、征服王が Normandie 公としての彼の大陸に於ける封建的主君—フランス王 Philippe I (r. 1068~1108) と交戦中奇禍に遭い、Normandie 公国の首都 Rouen に歿するや、「赭ら顔の」William II (Rufus, r. 1087~1100)、さらには Henry I (r. 1100~35) と、征服王の第三子、第四子が相次いでイングランド王として立ったが、1135年 Henry が男継嗣なくして歿すると、忽ちにして王位を繞る紛争を生じ、——Henry の生前指名せる・彼の娘にしてその前夫神聖ローマ皇帝 Heinrich IV (r. 1056~1106) と死別後フランスの一大名 Anjou 伯 (Comte de Anjou) の Geoffroi (r. 1129~51) と再婚していた Matilda (Empress) を排して、Henry の妹たる Adela († 1137) の嫁せる・おなじくフランスの一大名 Blois 伯 (Comte de Blois) Etienne († 1101) の第三子たる Stephen、イングランド王を僭称するに到るや、茲に此の兩人の孰れか一方に左袒する・高位聖職者を含む諸侯間の以後凡そ 18 年に亘る内乱の勃発を見ることとなったのである。その場合、Henry I の庶子にして Matilda の異母兄に当たるところの・Gloucestershire 州の Bristol をその本拠地とする Gloucester 伯 Rodert がいま公然 Matilda 支持を表明するや、1138年の復活祭以降、イングランド西部の・Gloucestershire、Herefordshire などの諸州の有力なる諸侯は是れに応じて拳って Stephen に抗するところの叛乱に起ち上がり、夫々彼等の城郭を王軍の進撃に備えて要塞堅固なるものたらしめることに専念するに到ったが、斯かる者の一人として此処に Geoffrey Talbot なる者があり、——いま、「征服」以降ほぼ其の歿年の 1141 年に至る此の時代の歴史に就いて、Stephen に與せる立場から一同時代人としての証言を遺して居るところの、もと Normandie の St. Èvroul 僧院の修道僧 Ordericus Vitalis に従うならば、彼れ Talbot は、率先

して Hereford の町を占領, 其処に「彼の破廉恥きわまる共犯者ども」(*scelerosis complicitibus ad nefas*)を集結して Stephen 王に対する叛乱を組織したのである³⁷⁾。

時に Hereford の東南 Gloucestershire の州都 Gloucester に在って此の事を聞いた Stephen は、直ちに親しく此の「English より Welsh を分つところの・Wye の河畔の町」(*urbs quæ super Gwaiam fluium inter Anglos et Gaulos collimitanea erat*) Hereford に赴き、是れを包囲したのであるが、Stephen は、Hereford の都市民たち (*ciuibus*) また其の周辺の Herefordshire の州民たち (*prouincialibus*) に依って彼等の正統なる主君 (*naturalis dominus*) として迎え入れられ、斯くて彼は Talbot の占拠して防備を強化していた所の Hereford 城を難なく攻略することを得、Talbot を駆逐して城内に残れる爾余の者たちを慈悲深く (*misericorditer*) 助命 (*parco*) した、と云う³⁸⁾。

此の事に関しては、また、——当時 Stephen にも Matilda にも與せず比較的公平なる立場を持していた所の・Ordericus Vitalis とほぼ同時代のいま一人の年代記作者——もと Huntingdon (Hunts.) の大司祭 (archdeacon) Henry of Huntingdon は、次のようなことを述べて居る。即ち、Talbot は Hereford 城を 4 週間ないし 5 週間に亘って持ち堪え、其の間当市の聖母マリア教会において[彼の強請にもとづき]王冠を授けられて、たびたび全国各地に王としての彼の尊厳に手向かう一切の敵どもを制圧せんがため兵士どもが彼に助力すべく来援せんことを求めるところの勅書を送ったこと、Stephen の Hereford 城包囲中、反乱者たち[一 Talbot の麾下の者たち]は当市に火を放ち、ために王の眼前において Wye 河に架かる橋より下流の町のすべてがいまや灰燼に帰したこと、そのことがあって間もなく、城の守備兵たちは王軍の兵士たちの大多数と仲良くなり、条件付で降伏するに到ったこと、Stephen は、彼が憐れみの心の持主であり・且つまた平和を愛する者であったがゆえに、降伏せる敵たちの何者をも傷付けることなく、彼等が何ら処刑せられずに当地を立ち去ることを許したこと、次いで、Stephen は、[彼の Hereford 到着以前に] Hereford を脱出したところの Talbot の今や抛れる[Hereford 北西約 10 マイルの地点に在る] Weobley の町を占領したこと、[このときも王の逮捕を免れた] Talbot は、王の立ち去ったあとの Hereford の町に[1138年の]6月15日木曜日ふたたび立ち戻り、このたびは Wye の川向こうの近郊一帯を焼き払って、彼の仲間の 7~8 人の Welsh を

37) Ordericus Vitalis, *Historia Æcclesiastica* (A. D. 1-1141), Liber XIII, 37:—In primis enim Goisfredus cognomento Talabot Herfordam urbem inuasit, scelerosis complicitibus ad nefas aggregatis in regem rebellauit. [*The Ecclesiastical History of Orderic Vitalis*, ed. by Marjorie Chibnall (6 vols.; Oxford, 1969-80)[Oxford Medieval Texts], Vol. VI, pp. 518 f.]

38) *Ibid.*, Liber XIII, 37:—Ipse in primis Herfordam urbem quæ super Gwaiam fluium inter Anglos et Gualos collos collimitanea erat obsedit, et a ciuibns atque prouincialibus ut naturalis dominus gratanter susceptus oppidum cepit, et Goisfredo Talabot fugato aliis qui intus erant misericorditer pepercit. [*The Eccl. Hist. of Orderic Vitallis*, ed. by M. Chibnall, Vol. VI, pp. 520 f. & n. 3]

喪って此の町を退去したこと、などを述べて居るのである³⁹⁾。

而して、Talbot は、Hereford 退去後、いったん前出 Gloucester 伯の Robert の根拠地たる Bristol に難を避けたが、翌年—1139年、彼は、Henry I の旧臣にして Matilda に與せるところの Miles of Gloucester の協力を贏ち得て、ふたたび Hereford の攻略に成功した⁴⁰⁾。いまその間の消息に就いては、——もと Florence of Worcester († 1118) の名に依って知られる・1117 年に至る迄の「諸年代記抜粹」(Chronica ex chronicis) の続編(continuation)の一つである 1118 ~40 年の夫れの作者 John of Worcester は、同時代人として次の様に語って居るのである。即ち、Talbot 派の者たちは、Hereford の城郭に侵入すると同時に、此の町の或る意味で中心をなす修道院—St. Æthelbert 僧院のみかは聖母マリア教会にすら闖入して⁴¹⁾、彼等の馬を宛かも厩に入れるが如くに教会に乗り入れ、教会の外なる墓地を貫いて壕を通ずることに依って信者たちの遺体を無残にも掘り出して了った。当教会の監督者—司教 Robert de Bethune (1131 ~48) は此のことに痛く狼狽せしめられたが、夫れは総ての聖職者たちにも亦通ずることであつた、云々と⁴²⁾。しかして、なお、此の Stephen の配置せる Hereford 城守備隊の Talbot 派への降伏の事に関しては、Stephen の治世に関する最も詳細なる所の史料——恐らく 1136—66 年の間・Gloucestershire 州の南隣の Somersetshire 州の Bath ならびに Wells 両市の司教であつた Robert of Lewes なる・Stephen 派の—同時代人の筆に成ると考えられるところの——併しながら其の限りにおいては Stephen, Matilda 両者を比較的公平に扱っている、『ステーヴン事蹟』(Gesta Stephani, 1135—54) は、いま、次の様に述べて居るのである。——『Geoffrey Talbot は、王が Hereford の市に (*in Herefordensi municipio*) 同地方の守備隊 (*patriæ defensores*) として留め置ける兵士たち (*milites*) や彼の権利に奉仕する僕たちまた管理人たち (*iuris præministros et tutores*) を包囲 (*obsideo*) せんとした。[そして] 彼は、司教座教会たる聖母[マリア]教会に (*in episcopalis sedis principalem Genitricis Dei ecclesiam*) 侵入 (*ingredior*) して、聖餐台に着席していた奉仕者たちを (*mensæ Dei ministris*) まことに不敬にも (*irreverenter*) 追い出 (*expulso*) し、無分別にも (*temerarie*) 武装者たちの一団を (*armatorum cœtum*) 導き入れ (*induco*) て、祈りの家[—教会堂]—諸靈の贖罪の場を (*domumque orationum et animarum propiciatorum*) [—瞬の裡に] 混沌たる修羅場に (*in dissensionis tumultum*)、——戦闘と

39) Henry of Huntingdon, *Historia Anglorum* (55 B. C.—A. D. 1154), 8; Robert Atkins, *The Ancient and Present State of Gloucestershire* (London, 1712; 2nd edn., 1768), p. 45, 2. — cited by Richard Johnson, *op. cit.*, p. 6.

40) Cf. John T. Appleby, *The Troubled Reign of King Stephen* (London, 1968; New York, 1970), p. 47; Ralph H. C. Davis, *King Stephen, 1135-1154* (Berkeley & Los Angeles, 1967; Longman Paper Edn., corrected & amended, New York, 1977), p. 43.

41) 前段、114ページ並びに前註(6)、参照。

42) Continuation of Florence of Worcester, cited by Johnson, *op. cit.*, p. 7. Cf. Fryde, *et al.*, *Handbook of British Chronology*, p. 250.

流血との巢窟に (*in belli et sanguinis.....recessum*) 変化 (*conuerto*)^{へんげ} せしめるに到ったのである。[かくして]生命と救済との住処が (*uitae et salutis habitaculum*)^{すみか} 今や略奪者と戦闘者の隠れ家に (*in raptorum et bellantium*) 変貌 (*permuto*) せしめられたことを見るのは, 真に恐ろしく (*profecto horrendum*), 総ての敬虔なる気質の持ち主にとっては堪えられない (*omnibusque pie sentientibus impatiendum*) ことであつた。[一方] 都市民たちも亦, 到る処において悲嘆に眩れて大声で泣き喚きつづあつた (*ciuibus ubique lacrymose eiulautibus*), ——夫れは, 彼等の[親しい者の]墓地[の土]が城に[其の土壘の造成のために]持ち去られて (*suorum cimiterium in castelli sustollebatur uallum*), 彼等が今や, 残忍極まるどころの光景 (*crudelo spectaculum*) ——地中から情け容赦なく (*incompassiue*) 掘り出された所の, 其の或るものは既に半ば腐爛しており, 又他のものは極く最近に埋葬されたばかりの, 彼等の両親や親戚の遺体のさま, に, まのあたり接することになったからであり (*uelquia....., parentumque et cognatorum corpora alia semi putrefacta, alia recentissime humata.....ab imo videbant incompassiue retracta*), 夫れはまた, 或るときは, 其処から彼等[一都市民たち]が彼等を論す妙なる平和な鐘[の音] (*dulces et inbelles.....tintinnabulorum monitus*) を聴く (*audio*) のが常であつた所の[教会の]鐘楼 (*turris*) [の上]に今や投石機 (*balista*) が据え付け (*erigo*) られて居るのを, また或るときは, [其処から]王党派 (*regales*) に対して公然と (*in palam*) 諸々の飛び道具 (*missilia*) が投げ (*torqueo*) られて居るのを, まのあたりにしたからに他ならぬ。斯くして (*igitur*) Geoffrey [Talbot] は, 教会陣地から (*a templo propugnans*), 彼等の城の中に閉じ籠められている王の軍隊[一守備隊] (*regis milites in castello reclusos*) を極めて烈しく (*infestissime*) [攻め立てたが], Miles of Gloucester も亦城のいま一方の側から (*ex alia castelli regione*) 包囲を諸々の[戦闘用の]道具を以て強力で押し進めて (*molitia obsidione cum machinis*) 愈々彼等[一王の城の守備隊]を圧迫したので (*eo uehementer angustians*), 遂に彼等は Hereford の城を明け渡すことを余儀なくされたのであつた。⁴³⁾』と。

このち間もなく, 翌1140年8月20日, Geoffrey Talbot は, Somersetshire 州の Bath の戦闘において戦死を遂げたが⁴⁴⁾, Miles of Gloucester は, その忠誠を嘉せる Matilda に依つて Hereford 伯 (*comes de Hereford*) に任ぜられ Hereford の borough の慣習的貢租収入の三分ノ一 (*tertium denarium redditus burgi*), 全 Herefordshire の・罰金その他の裁判所収入の三分ノ一 [前段, 120~21 ペイヂ, D. B. の記述[14]参照]⁴⁵⁾を譲与せられたのであつた。

43) *Gesta Stephani Regis Anglorum et Decis Normannorum, Liber Primus*, [53] (ed. by K. R. Potter, with new introduction & notes by R. H. Davis, Oxford, 1976) [Oxford Medieval Texts], pp. 108-11. Cf. Johnson, *op. cit.*, p. 7.

44) Ralph H. C. Davis, *op. cit.*, p. 43, n. 15.

45) *Regesta Regum Anglo-Normannorum, 1066-1154* (Projected by Henry W. Charles Davis; 4 vols.; Oxford, 1913-69), Vol. III: *Regesta Regis Stephani ac Matildis Imperatoricis ac Goufridi et Henrici Ducem Normannorum, 1135-1154* (ed. by H. A. Cronne & R.H.C. Davis, Ox-

併しながら、Miles of Gloucester の斯かる地位も亦決して安泰なものではなかった。早くも1143年には、彼は、彼の傭兵(*mercenarii*)として雇傭せる所の兵士たち (*militis*) に対する給与の支払いに苦しみ、当時彼の支配下に在った教会領に多額の金銭の供与を強要したが、夫れは前出 Hereford 司教 Robert de Bethune の烈しい抵抗に遭い、夫れに怒れる Miles が司教領を荒掠するにおよんで、Robert は、Miles とその家臣たちとを破門(*anathema*)に附して了った。而も、Miles は、同年のクリスマス-イーヴに、狩猟中仲間の騎士の放てる矢に当たって仆れ、遂に彼は教会に依って「痛悔の恩恵を享くことなくして」(*sine pœnitentiæ fructus*)惨めにも (*miserabiliter*) その生涯を終えたのである⁴⁶⁾。

Miles of Gloucester の死後は彼の息子の Roger が父の跡を継いで Hereford 伯となり、此の者は、1148年 Matilda 退隠以後の・Stephenの治世の残りの期間、ほぼ王権より完全に独立せる所の地位を享受したかに見えたが、1154年10月25日今や Stephen 歿して、Stephen が前年 Matilda 派と結べる協定に基づき、Matilda がその二度目の夫 Anjou 伯 Geoffroi とのあいだに儲けた Henry が同年12月19日爰に Henry II としてイングランド王位に登り Plantagenet 王朝を創始するや、翌1155年の初め、Roger は、1148年以来 前出 Robert de Bethune の跡を継承せるところの Hereford 司教 Gilbert Foliot(1148~63)に説得せられて、ついに従来彼が Gloucester 城とともに其の支配下に置き来ったところの Hereford 城の領主権を新王 Henry II に明け渡すこととなり、代りに彼は Henry より亡父 Miles of Gloucester の有せしところの一切の封地を彼自身と彼の相続人とに安堵せられることとなって、改めて Hereford 伯の地位、Hereford の borough の慣習的貢租収入の三分ノ一、を王に依って譲与せられることとなった。

然るに、彼れ Roger は、同年、嗣子なくして歿し(*decessit sine probe*)、ために爰に Hereford 伯領は今や当代の封建法の論理に従い必然的に王権(Crown)の下に留保せられることとなったのである。⁴⁷⁾

V

我が Hereford は、前節末尾に是れを見たる如く、1155年、Miles of Gloucester の息子の Roger が嗣子なくして歿するとともに、今や之を要するに王権(Crown)の従属物たるところの都市となったのであるが、斯かる此の都市の法関係は、その後 Henry II の治世を過ぎて其の第二子 Richard I (r. 1189~99) の治世に入るや、爰に大いなる変動を見るに到った。

併し、このことに直ちに言及するに先立って、我々はしばらく、当代イングランドにおける

ford, 1968), No. 393 [pp. 150 f.]

46) Gesta Stephani, Liber Primus, [79]-[80], pp. 158-61; Appleby, *op. cit.*, p. 142.

47) V. C. H., *Herefordshire*, Vol. I, Political History, written by E. I. Carlyle, pp. 359 ff.; Austin Lane Poole, *From Domesday Book to Magna Carta, 1087-1216* (Oxford, 1951; 2nd edn.,

王権(Crown)と都市との関係一般, 前者の後者に対する政策一般に就いて, 之を概観しておくのを便宜とする。

いったい, 第12世紀は, 今イングランド中世都市発達史上一つの盛期(a flourishing period in the history of the English towns)⁴⁸⁾を形づくって居るのであるが, その開幕期を劃するところのHenry Iの治世以来, 王権の国内諸都市に対する政策には, 歴代の王の治世によって齊しからざるものが存した。すなわち, Henry Iは, 恐らく諸都市の支持と云うものの価値を十分に認識しての事であろうが, ——また恐らく時宜に適った譲歩こそが余りにも屢々大陸における communes 運動に特徴的に認められた極端なる暴動を回避し得る唯一の途と考えての事であろうが, 諸都市の比較的無理のない要求に対しては進んで之を受け容れんとする態度を示した。その跡を承けて Stephen, Matilda の内乱期に入ると, Stephen, Matilda 両者共に政略的に諸都市を利用, 是れを以て諸侯の支持を勝ち取るための買収・逆買収合戦に於ける言わば動産質(pawns)の如きものたらしめ, その結果諸都市中の尠なからざるものが今や強大なる諸侯の掌中に併呑せられるに到ったのである。之に反して, Henry IIの都市政策は厳密に保守的なものであった, ——彼は, communeはrevolutionの温床であると言う此の時代の一般通念を共有して, 諸都市に対して何らかの程度の独立を譲与することには細心の注意を払ったのである。⁴⁹⁾併しながら, 諸都市にとって今や絶好の機会は, Henry IIの息子たちの代に至って爰に到来したのである。即ち, 先ず, Henry IIの第三子たる Richard Iは, 周知のごとく, その即位の翌年からフランス王 Philippe II (r. 1180~1223), ドイツ皇帝 Friedrich I (r. 1152~90)らと第三十字軍に従軍し, 大いに“Richard the Lion-Hearted”の勇名を轟かせることとなるが, 其の軍事費の所要から, 彼は, charters 交付との引き替えに諸都市に依る相当額の献金の申し出を熱心に受け入れんとする態度を示すようになったからである。かくて, Hereford もまた御多分に洩れず茲に1189年6月3日に即位した Richard より同年10月9日, 次の如き, 当市の都市民たちがいま一定の条件の下に fee-farm の権利を永久に享受し得べきことを規定した所の, 当市としては初めての charter を贏ち得るに到ったのであった⁵⁰⁾。

1955), p. 322. Cf. Fryde, et al., *Handbook of British Chronology*, p. 250; I. J. Sanders, *English Baronies; A Study of their origin and descent, 1086-1327* (Oxford, 1960), pp. 6 f. [Barony of Miles of Gloucester]

48) Poole, *op. cit.*, p. 65.

49) Cf. *ibid.*, p. 68.

50) 此の現在そのオリヂナルが Hereford 市の Guildhall の civic archives に所蔵せられている, 当市の最古の charter の刊本は, 管見の限りでは, 上引の Richard Johnson の史料集に収められて居るものが其の唯一のものであるが, 惜しいかな, 夫れは, ラテンのテキストとしてではなく, 著者に依る近代英語訳の形で print せられて居る。R. Johnson, *op. cit.*, p. 48. 参照。ただし, 此の charter の核心的諸部分——呼び掛けの前文につづく第二のセンテンスおよび第三, 第五のセンテンスは, 幸いにも, 其のラテン原文が, いま Adolphus Ballard に依って彼の史料集中に抜粋・印刷されて居る。A. Ballard, *British Borough Charters, 1042-1216* (Cambridge, 1913), pp. 121, 222,

『神の恩寵に依りて、イングリッシュの王、ノルマンディびと並びにアキテーヌ Aquitaine びとの公にしてアンジュウびとの伯たるところの、リチャードは、大司教たち、司教たち、修道院長たち、伯たち、バロンたち、裁判官たち、州奉行たち、司法官吏たち、およびフランスにおける将又全イングランドを通ずるところの総ての彼[一王]の忠誠なる臣下たちに対して、茲に挨拶を送る。朕が、朕のウェイルズ[との国境地方]に在るヘリフォドの都市民たちに対して (ciuibus nostris Hereford in Wallia), 彼等が、該^その市^{まち}を[城壁もて]囲繞する (claudio) こと [一市の城塞化]に助力するてふ条件の下に (ita quod ipsi auxilium prestabunt ad claudendam villam), [朕の]財務府 (scaccarium) に毎年四十ポンドを支払ふことに依りて (pro xl libris reddendis per annum ad scaccarium) 永久に (perpetuo) ヘリフォドの市を保有 (teneo) すべきことを (villam de Hereford tenendam perpetuo), 既にして譲与 (concedo) し終へたることを、汝ら心得よ (sciatis nos concessisse.....)。しかして、是れが譲与の代償として (pro hac concessione), 彼等[一ヘリフォドの都市民たち]は、いま[即金にて]朕に[通貨たる銀貨の名目価値に]依らず、重量に依りて——「白貨」の形にて]四十マルク [一26ポンド13シリング4ペンス]の銀を既に納めをれり (dederunt..... xl marcas argenti)⁵¹⁾。かくて、朕は、彼等[一ヘリフォドの都市民たち]が前記の市[一ヘリフォド]を、其の総ての自由なる諸特権、慣習の諸貢租の免除権と夫れに付随する総ての事柄と共に、年四十ポンドの前述せる地代[を支払ふこと]に依りて、永久に保有せんことを、茲に命ずる者なり。従ひて、朕の州奉行たちのうちの何びとと雖も向後、前述せる市[一ヘリフォド]に関する何らかの訴訟 (placitum), 異議の申し立て (querella), [争ひの]原因 (occasio), 或いはその他の事柄に就きて、彼等[一ヘリフォドの都市民たち]に如何なる仕方にも (aliquid) 干渉 (intromitto) すべからず。

右証人、ダラム Durham 司教 Hugh de Puiset, William de St. Johanne. 朕の治世の最初年[一1189年]十月九日、ウェストミンスター Westminster において、イーリィ Ely (Cambridgeshire) の司教にして朕の当選大法官たるところの William de Longchamp の手に依りて作成。』

此の charter の眼目とする所は、見らるる通り、飽く迄もいま其の第二センテンスに在る。——即ち、Hereford の都市民たちが、彼等の市の城塞化 (fortification) に協力することを条件として、従来、当 Herefordshire 州の州奉行が当州の夫れの一部分としてそのものを財務府 Exchequer に納入し来れるところの此の市の慣習的地代—ファーム (firma; farm) を、今後は、

238. 参照。なお、全体としての本 charter の Johnson の近代英語訳にもとづく筆者に依る訳出・紹介に当っては、筆者は、おなじ Richard I がその治世第五年[一1194年]5月5日 Norfolk 州の Norwich 市に賦与したる charter を曩に本誌上に訳出・紹介したる際採れる形式に準拠して、之を行った。拙稿「中世都市民共同体の生成—ノリッジ市の場合—」(「立教経済学研究」第43巻第4号)、118～21ページ、参照。

51) 前段、120, 125ページ、参照。

Hereford の都市民自身が直接年額40ポンドとして毎年ミクルマスに財務府に納付することに依って、爰に fee-farm [—保有料附自由保有] の形において彼等の市を彼等都市民自身が永久に保有するところの特権が認められた、と云う——まさに此の一点に存するのである。かくて、今や Hereford の都市民たちは、斯くの如く州奉行より財政的に自立独立するところの財政的特権を手に入れたのであるが、彼等はまた、上掲の charter のいま第五センテンスに依って明らかなるごとく、訴訟・異議申し立てその他においても向後州奉行の主宰するところの州裁判所(county court)の管轄権より免れて司法的に独立するところの司法的特権をも、併せて贏ち得ることとなったのである。——是れに由って之を觀れば、要するに、Richardは、此のcharter の発給を通じて、即金にていま「白貨」の形における40マルク—26ポンド13シリング4ペンスの銀を手に入れたるのみに止まらずして、今後永久に Hereford の都市民が王の財務府に毎年40ポンドの慣習的地代の支払いを為すと云う、斯かる現実的金銭的利益との引き替えにおいて、従来王権の従属物(royal institution)⁵²⁾として存在したるところの此の市 Hereford に王 Richard の有せる一切の権利と利害関係とを、まさしく Hereford の都市民たちに対して売ったのである、としかく言い切ることを得るであろう。

因みに、此の1189年10月9日附の charter に明記せられたる年額40ポンドの慣習的地代給付なる条件は、同年9月3日に即位せる Richard I の治世第二年——1190年9月3日より1190年9月2日に至る——の財務府記録 Pipe Roll [1190年ミクルマス]における Herefordshire 関係の部分[*Herefordscr' in wal'*]には、(Ciues de Hereford' xl li, bl. de firma ciuitatis Hereford'.)[—ヘリフォドの都市民たち、ヘリフォド市のファームとして、白貨四十ポンドを〔納入す〕。]とあって、我々は、夫れが約束せられたる如く実行せられたることを爰に確認・実証し得るのであるが、夫れと同時に、いま慣習的地代として財務府に納入せられたところの40ポンドもまた、即金にて王に支払われたる40マルク—26ポンド13シリング4ペンスと同様に、bl.—blan'[白貨]であったことを此処に知り得るのである⁵³⁾。

1199年、Richard I が Normandie を窺窺するフランス王 Philippe II と戦うべく大陸に渡り、自領 Aquitaine 地方の叛乱の討伐中に歿するや、茲に Henry II の第五子〔一末子〕たる John (r. 1199~1216) が兄の跡を襲って王位を継承した。然るに、此の John の治世においては前代の Richard I の治世にも増して、いよいよそのフランス王との抗争に起因する財政的逼迫は其の激しさを加え、彼の国内諸侯に課せるところの莫大なる軍役と之が代納金 (*scutagium*;

52) W. L. Warren, *The Governance of Norman and Angevin England, 1086-1272* (Stanford, California, 1987), p. 4.

53) *The Great Roll of the Pipe for the second year of the reign of King Richard the First, Michaelmas 1190* (Pipe Roll 36), ed. by Doris M. Stenton (London, 1925)[The Publications of The Pipe Roll Society, Vol. xxxix: New Series—Vol. I], p. 46.

scutage)の誅求とは竟に諸侯の蹶起を招来し、その拳句は彼をしてかの Magna Carta に調印するの已むなきに立ち到らしめたのであるが、他方国内諸都市に対しても、当時 John の置かれたる財政上の苦境は、彼をしてその苦境打開のために否応なしに、そこに第12世紀の終焉—第13世紀の起始を劃する所の・此の国に於ける中世都市の“the great constitutional progress”を将来せしむべき特権の此れらの諸都市に対する「売却」を為さしめずには措かなかつたのである⁵⁴⁾。而して、このことは、いま、我々の Hereford が、1215年6月19日の Magna Carta の John に依る調印ののち凡そ一ヶ月、1215年7月10日、次のごとき charter を国王 John より贏ち得て居ることに依っても、明証せられ得る所である⁵⁵⁾。

『神の恩寵に依りて、イングランドの王、アイアランドのロード⁵⁶⁾、ノルマンディ並びにアキテーヌの公にしてアンジュウの伯たるところの、ジョンは、大司教たち、司教たち、修道院長たち、伯たち、バロンたち、裁判官たち、州奉行たち、執行吏たち、および総ての彼[一王]の忠誠なる臣下たちに対して、爰に挨拶を送る。朕が、朕のウェイルズ[との国境地方]に在るヘリフォードの都市民に対して、又彼等の相続人たちに対して(et heredibus eorum)、彼等の忠実なる奉仕に免じて(*pro fideli servitio suo*)、総ての奉仕並びに強請[免除]の代償として(*pro omni servitio et exactione*)毎年朕の財務府に対し銀貨四十ポンドの支払ひを為すところの fee-farm において(*ad feodi firmam pro quadraginta libris sterlingorum reddendis ad scaccarium nostrum per annum*)朕のヘリフォード市を(*civitatem nostram Hereford'*)、既に譲与し終へたることを、——[夫れが]朕並びに朕の相続人たちより彼等[一ヘリフォードの都市民たち]並びに彼等の相続人たちに依りて永久に (*de nobis et heredibus nostris sibi et heredibus suis inperpetuum*)、良好に平和裡に、自由に安穩に、何事も無く全き形にて、完全に誉れ高く(*bene et in pace lidere et quiete pacifice et integre plenarie et honorifice*)、すべての夫れ[一fee-farm]に附随する所のもの、諸特権、上記の市[一ヘリフォード]に属する所の慣習的諸貢租の免除権と共に(*cum omnibus pertinentiis et libertatibus et liberis consuetudinibus ad predictam ciuitatem pertinentibus*)、所持せられ保有せらるべく(*habendam et tenendam*),

54) Cf. Poole, *op. cit.*, p. 68.

55) 此の charter も亦 現在 Hereford 市の Guildhall の archives にその copy が存するが、上記 Johnson の史料集に彼の手になる其の全文の近代英語訳が収められて居る。Johnson, *op. cit.*, pp. 48-49. 参照。而して、其のラテン原文は、冒頭の前文と末尾の証人名、作成の日時・場所・作成当事者名を除いて、ほぼその全文が、Ballard の前引史料集中に——此の書の編輯方針に従い各事項別にバラバラに解体せられて——其の各所に順序不同に分散的に print せられて居る、いまそのページ数の順序に従ってその所在箇所を挙げれば、Ballard, *op. cit.*, pp. 105, 114, 121 f., 189, 207, 209, 222 である。

56) John は1210年突如、彼の父の Henry II の1171-2年の夫れに次ぐアイアランド遠征を敢行、その地の土着の諸王をことごとく彼の oberlordship の下に服せしめた。Cf. R. R. Davies, *Domination and Conquest: The experience of Ireland, Scotland and Wales 1100-1300* (Cambridge, 1990), pp. 57, 69, 71 f., 80.

〔上述のヘリフォード市の保有料附自由保有 (fee-farm) の特権の既に同市の都市民たちに譲与せられたることを〕, 汝ら心得よ (sciatis nos concessisse.....)。斯くて, 朕の州奉行たちのうちの何びとと雖も向後, 前述の市〔一ヘリフォード〕に関する何らかの訴訟, 異議の申し立て, 争ひの原因, 或いは其の他の事柄に就きて, 彼等〔一ヘリフォードの都市民たち〕に如何なる仕方にてても干渉すべからず〔中略〕。朕はまた, 同都市民たち並びに彼等の相続人たちに対して, 彼等が〔永久に〕商人ギルド (*Gilda Mercatorum*) を有することを, 而してかのギルド〔一商人ギルド〕に元来属するところのハンザ (*Hansa*) その他慣習的諸貢租 (*consuetudinibus*) 〔の徴収権〕, また諸特権 (*libertatibus*) を有することを, 茲に認むる者なり⁵⁷⁾。朕はまた, かのギルド〔一商人ギルド〕に属せざるところの如何なる者も (*nullus qui non sit de Gilda illa*), 同都市民たちの意思に拠るに非ずんば (*nisi de uoluntate eorundem ciuium*), 上記の市又は其の近郊 (*suburbium*) において何らかの取引 (*mercandisa*) を為すべからざることを〔爰に同都市民たち並びに彼等の相続人たちに対して〔永久に〕保証する者なり〕。朕はまた, 若しも何らかの原住民 (*natiuus*) 或いはその他の者〔一他郷よりの来住者〕にしていま上記の市 (*burgus*) に滞留し, 同市の内部に土地を保有し, 且つ一年と一日同市の都市民たち (*burgensibus*) とともに上記のギルドの仲間入りをなし, しかしてハンザに係はりを持ち, 住民税 (*lot et scot*) を納付するとせんか (*si vero aliquis natiuus alicujus in prefato burgo manserit et terram in eo tenuerit et fuerit in prefata gilda et hansa et lot et scot cum eisdem burgensibus per unum annum et unum diem*), 爾後は (*deinceps*——一年と一日を経過せるのちは) 彼は彼の〔旧〕領主に依りて連れ戻 (*repeto*) されることを得ず, もはや同市に一介の自由民として永住 (*permaneo*) し得べきことを (*deinceps non possit repeti a domino suo sed in eodem burgo liber permaneat*), 爰に同都市民たち並びに彼等の相続人たちに対して〔永久に〕保証する者なり。更に朕は, 朕の上記の都市民たち並びに彼等の相続人たちに対して彼等が〔永久に〕裁判権 (*soc et sac*), 市場使用料 (*thol*) 〔の徴収権〕, 贓品所持者の追求権 (*theam*)⁵⁸⁾, 盗人の領域内追捕権 (*infangenethef*)⁵⁹⁾ を有することを認む。而して又, 朕は, 彼等〔一朕のヘリフォード都市民たち並びにその相続人たちが〕, 市場使用料 (*theloneum*) また船荷関税 (*lestagium*)⁶⁰⁾ また通行 - 輸送税 (*passagium*)⁶¹⁾

57) Cf. Thomas Madox, *The History and Antiquities of the Exchequer of the Kings of England* (1066-1327) (London, 1711; 2nd edn., 2 vols., London, 1769), Vol. I, p. 412, n.(a).; — Cives Herefordiæ.....; Et ut habeant inperpetuum Gildam Mercatoriam cum Hansa & alij s libertatibus & consuetudinibus ad illam pertinentibus.

58) Cf. William Stubbs, ed., *Select Charters, and other Illustrations of English Constitutional History from the earliest times to the reign of Edward the First* (Oxford, 1870; Ninth edn., revised throughout by H. W. C. Davis, 1913), Glossary, p. 526, v.s. Team, Theam,...

59) Cf. Stubbs, *ibid.*, Glossary, p. 518, v.s. Infangentheof.

60) Cf. *Ibid.*, Glossary, p. 519, v.s. Lestagium.

61) 拙稿「中世市場についての一考察」(「立教経済学研究」第42巻第3号), 69ページ, 参照。

また橋梁使用料(*pontagium*)⁶²⁾を、また賦課租(*leue*)⁶³⁾を、またデインゲルド(*Danegeld*)を、また弁済金(*gaiwite*)⁶⁴⁾を、しかうして其の他の〔以上に列挙されたるもの以外の〕総てのもの——朕が他の〔—イングランド以外大陸に在る〕総ての諸領地におけると同様にいまイングランド(*Anglia*)において能く夫れらのものの徴収権を有する所の——〔封建的〕諸貢租(*consuetudinibus*)並びに〔封建的〕諸賦課(*exactionibus*)を、朕の権力の及ぶ限りの全領土を通じて(*per..... potestatem nostram*)免除せらるべきことを認む。かるがゆゑに、朕は、朕の上記のヘリフォードの都市民たち並びに彼等の相続人たちが、総ゆる奉仕並びに強請〔免除〕の代償として納附せらるべき年銀貨四十ポンドの *fee-farm rent*〔—自由保有地代〕をもって、ウェイルズ〔との国境地方〕に在るヘリフォードの市を、夫れに属する総てのものとともに、所持し保有せんことを、欲し且つ断乎として之を命ずる者なり。而して、朕は又、彼等〔—上記のヘリフォードの都市民たち並びに彼等の相続人たちが〕、商人ギルド(*gilda mercatorium*)を、かのギルド〔—商人ギルド〕に属するところのハンザ(*hansa*)その他の慣習的諸貢租(*consuetudinibus*)〔の徴収権〕並びに諸特権(*libertatibus*)とともに(*cum hansa et aliis consuetudinibus et libertatibus ad gildam illam pertinentibus*)、保持せんことを〔欲し且つ断乎として之を命ずる者なり〕。而して、彼等が、総ての諸特権を、既に上述したるがごとく、平和裡に、自由に、安穩に、完全に、全き形にて有せんことを〔欲し、且つ断乎として之を命ずる者なり〕。

右保証人、ダブリン Dublin (Ireland) 大司教 Lord Henry, 以下、四名の証人名省略。朕の治世第十七年〔—1215年〕七月十日、クラレンジン Clarendon (London) において朕の大法官 Richard の手に依りて作成』。

此の1215年の John の charter を、先きに我々の見たる1189年の Richard I の charter と比較してみると、我々は大雑把には次の如くに言い得るであろう。即ち、(a) 先きに Richard の charter において確認せられたところの当 Hereford 市の都市民たちの *feodum firma* (fee-farm) における“self-farming”の特権が John の charter において爰に再確認されている。(b) 先きの Richard の charter においては未だ州奉行の主宰する州裁判所の管轄権よりの独立なる形で単にネガティブにのみ認められて居るに過ぎなかった所の当 Hereford 市の都市民たちの司法上の特権が今や John の charter においては彼等に依る所の一般的に裁判権の行使と云う形でポジティブに承認されている。(c) 先きの Richard の charter においては全く言及せられることのなかったところの商人ギルドが John の charter においては現われて居り、

62) 同上, 69ページ, 参照。

63) Cf. Stubbs, *op. cit.*, Glossary, p. 519, v.s. Leue.

64) Cf. *Revised Medieval Latin Word-List from British and Irish Sources*, prepared by Ronald E. Latham, under the direction of a committee appointed by The British Academy (London, 1965), p. 206, v.s. gaiwita.

斯かる商人ギルドを Hereford の都市民たちの組織し得ることが認められている。——以上の三点である。

以下、此れらの諸点について——とくにその第三点を中心として、立ち入って検討を加えてみよう。

我々は、曾て本稿の第三節において D. B. の記述を巨細に亘って分析 = 検討せる際、Anglo-Saxon 時代の末期 Edward 懺悔王時代において我が Hereford に明らかに市場 (*mercatum*) の存在したることを立証する如何なる記述も之を見出し得ないが、夫れにも拘らず当時此の町に造幣人 (*monetarius*) の歴として存在したる事を確認し得ることに拠って「当時懺悔王時代此の町において何がしかの程度において局地的なる商品交換 = 商品流通の過程が既に進行しつつあったこと」を其処にどうしても推定しない訣にはいかない旨、述べる所があった〔前段第三節130 ペイヂ、参照〕。而して、その後も、此の種の Hereford に於ける・その局地的たると否とを問わず凡そ商品交換 = 商品流通の事実を積極的に実証するところの史料は依然存していないのであるが、然し乍ら、是れを間接的に証拠立てる所の・商人ギルドの存在に関する文献的史料は、何も上掲の John の charter をもってその嚆矢とするものではないのである。John の charter よりも前に、既に Plantagenet 王朝開幕時の1154年、或る陪審(jury)法廷が Hereford に属することを評決せるところの諸特権に関する記録のなかに、いま次のごとき追記が為されてあるのを、我々は発見するのである。——『たとへ彼が如何なる身分、如何なる地位に在りといへども、なんびとも、彼の商品の販売に関して、彼が *gilda mercatoria* [に属する] 我々の都市民たち或いは当[Hereford]市の自由民たちとともに住民税 (*scot et lot*) において在らざれば〔——住民税を負担する連帯関係に在らざれば〕、しかしてまた彼が彼の妻とともに同市〔—Hereford 市〕に居住しつつあらざれば、如何なる取引をも是れを為すべからず、なほ[その際]、彼は、何よりも先づ、彼の人的財産——すなはち[相場に依りて絶えず其の価格の]上下するところのもの〔—商品〕、を彼自身現にその手許に有せざるべからず。而して、此の慣習法は、年に二回、両度の主要審問に際して公布せらるべきものにして、[過去にても]然かすることを習はしとしたるものなり⁶⁵⁾』。即ち、此の1154年 Hereford において開延せられたところの一つの陪審法廷記録の追記のいま意味する所のものは、Hereford 市において商品の販売—取引に従事し得る資格を有する者として、彼が彼の妻子と共に当市に世帯を構え、自由民の一人として住民税納付の義務を忠実に履行し、且つは当市の商人ギルドの一員たる所の者に限る、とした慣習法的規定を表わして居るのであるが、上掲 John の charter においては、此の慣習法的規定の主旨がいま一層強化せられて、(a)斯かる商人ギルドに属せざる者が、斯かる商人ギルドをいま組織するところの Hereford の都市民たちの意思(*uoluntas*)に基づく場合のほか、此

65) Charles Gross, *The Gild Merchant: A Contribution to British Municipal History* (2 vols.; Oxford, 1890), Vol. II, p. 109.

の市 (*burgus*) において——延いては此の市の近郊 (*suburbium*) において、何らかの取引 (*mercandisa*) を行うことを厳に禁止せられており、その場合、(b) たとえ彼が此の市の生え抜きの住民 (*nativus*) ではなくも此の市以外の農村において何らかの荘園領主に隷属していた者であって其の後当市に移住—逃散し来った者であったとしても、いま本来の都市市民同様に彼が此の市の内部において土地を取得・保有し、住民税 (*lot et scot*) 納付の義務を果たし、而も商人ギルドに加入して既に一年と一日を経過して居るならば、もはや彼は彼の旧領主に依って発見せられることがあっても再び彼の原住地に強制連行せられることは決してなく、此処 Hereford において自由民として永住 (*permaneo*) し得ることが、保証せられて居るのである。

因みに、此処に現われるところの・屢々かの Hansabund の名称の起原とせられる⁶⁶⁾ *Hansa* については、Gross に依る詳細なる研究があつて、いま夫れに拠れば、此のタームは元来(a)、商人の支払う何らかの貢租(tribute)或いは取立金(exaction)——商人ギルドへの入会に際して支払わらるべき手数料(fee)或いはギルド員ならざる者の当該都市における取引に際して負担すべき料金(toll)のごとき——を意味する場合と、(b)、《*gilda mercatoria*》の synonym である場合と、二つの場合があるとせられる⁶⁷⁾。而して、Stubbs の前引史料集の Glossary においては、*Hansa* は唯単に“a trade guild”と説明されて居るに止まる⁶⁸⁾が、L. F. Salzman は、此のタームを、“a gild merchant”と同意語の意味と、“entrance fee”の意味と、両様の意味で用いて居る⁶⁹⁾。我々の John の charter のテキストにおけるところの *Hansa* が、上記の二様の意味のいま孰れに該当するかは遽かに之を断定し難いが、筆者には、大体において前記 Gross の謂う第一の意味——一応 *gilda mercatoria* とは区別せられる、商人ギルドに其の徴収権の属する所の、何らかの貢税或いは取立て金を意味して居るもの、と思われるのである。

扱て、斯くのごとき商人ギルドに関する記述と並んで、いま 1215 年の John の charter において、当時の Hereford における一般的に商品交換 = 商品流通の展開の事実を間接的に立証して居るところのものは、そこに、市場使用料 (*theloneum*)、船荷関税 (*lestagium*)、通行 = 輸送税 (*passagium*)、橋梁使用料 (*pontagium*) 等の元来王に其の徴収権の属する所の、封建的諸貢租 (*consuetudinibus*)、封建的諸賦課 (*exactionibus*) への言及が為されて居ることであり、夫れらがいま John に依り Hereford 都市市民ならびに彼等の相続人に対して今後「朕の権力の及ぶ限りの全領土を通じて」——イングランド並びにイングランド以外の・大陸本土またアイアランドに於ける彼れ John の全支配地域を通じて、免除せらるべきこと——斯くのごとき特権の今後 Hereford 都市市民ならびに彼等の相続人に永久に属すべきものたること、が謳われて居ることで

66) William Stubbs, *The Constitutional History of England in its Origin and Development* (3 vols.; Oxford, 1874-78), Vol. I (6th edn., 1903; Reprinted, 1926), p. 447.

67) Gross, *op. cit.*, Vol. I, pp. 192-6.

68) Stubbs, *Select Charters.*, Glossary, p. 517, *s.v.* Hansa.

69) L. F. Salzman, *English Trade in the Middle Ages* (Oxford, 1931), pp. 83, 343.

ある。而して、此のことは、また、此処に縷々説明する迄もなく、当時第13世紀初葉において既にして此処 Wye 河に臨める Hereford 市が、local な短距離商業(short-distance trade; Nahhandel)の中心を形成して居たばかりではなく、inter-local な——全国的 national ないし民族間的 international な長距離商業(long-distance trade; Fernhandel)の一拠点をもなして居り、其処に *theloneum* が支払わるべき中世的な定期的市場(periodical market)が事実上 *de facto* 存在していて、斯かる市場に搬入せられる所の諸商品は、水路 Wye 河上を船荷として運ばれて来たる夫れらに対しては *lestagium* が課せられ、陸路当市の市場に此れら商品を運び込む所の者——近郊農村の農民または専門的な遍歴商人に対しては夫々通行税が、また彼等の携行せる諸物品に対しては輸送税が一般的に *passagium* なる形において賦課せられ、その場合 Wye に架かる橋梁を通過するときは橋梁維持費として *pontagium* が賦課せられたことを、瞭らかに我々に物語って居るのである。

それでは、最後に上述せる所の商人ギルドと一般に都市民との関係は凡そ Hereford においていま如何なるものであったであらうか。——筆者には、此の両者は、その概念の外延において相蔽う関係に在ったと思われる。と云うのは、前出の1154年の陪審法廷記録の追記においては、其処に「*gilda mercatoria* [に属する]我々の都市民たち」と云う表現が見出され、夫れが「或いは」をもって「当[Hereford]市の自由民たち」に直ちにいま置き換えられていて、而も其の孰れもが住民税(*scot et lot*)を負担するところの連帯関係に在る者として捉えられて居るし、また1215年の charter では、『かのギルド[—商人ギルド]に属せざるところの如何なる者も、同都市民[—Hereford 都市民]たちの意思に抛るに非ずんば、上記の市又は其の近郊において何らかの取引を為すべからざること』と曰って、宛も商人ギルドに属する者即ち都市民であるかの如き文脈が其処に明らかに認められるからである。斯くして、筆者には、いま Hereford に関するかぎり、その第12～13世紀段階に於ける商人ギルドは、具体的には、Gross の謂う所の“a single general Gild Merchant”として、そのうちに craft guild [同職ギルド]の機能をも実質的に包摂するところの・一個の綜合ギルドなる存在形態を表わして居り、その中には専門的な商人のみならずひろく各種の手工業者=独立小生産者をも包含していたもの、と推断せられるのである⁷⁰⁾。

ともあれ、我が Hereford は、今や第13世紀の初め John の charter を獲得するに及んで、その都市民が商人ギルドを組織し、彼等自身、一般的なる裁判権のほか、特殊的に贓品所持者に対する所の追求権(*theam*)、盗人の都市領域内に於ける追捕権(*infangenethef*)等種々の司法上の諸権利を行使し得るところの特権を有し、且つは彼等自身毎年ミクルマスに40ポンドの *fee-farm* を直接 Exchequer に納付することに依っていま財政上 Herefordshire 州の sheriff の管

70) 前掲拙著『イングランド中世都市の展開』, 283ページ, 参照。

特権より離脱せるところの、——一個の歴史的個体として此の国の中世都市を特徴づける⁷¹⁾かの *firma burgi* の特権を確立せるところの都市として、爰に主体的に其の「自立」を達成することとなった次第である。

附記 註(53)所引の『パイプロウル協会刊行物』中の一巻の閲読に際しては、筆者は、右の『刊行物』43巻を所蔵する本学図書館の前館長鵜川馨教授の御世話に成った。爰に記して心からの謝意を表します。

71) James Tait, "The Firma Burgi and the Commune in England, 1066-91", *English Historical Review*, Vol. xliii (1927), p. 321.